

1 子育て・子育て応援プロジェクト

(総合政策部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、農政水産部、教育委員会)

【目指す方向】

「子育て環境日本一」を目指し、人のつながりや地域のつながりの強化などにより、子どもを安心して生み、育てられるようにします。
また、子どもの育ちを支えることにより、未来を担う次の世代の力を育みます。

【目標】

○周産期母子・小児の保健医療体制や発達障害児の支援体制が整備されていること。

○子どもたちの生きる力が育まれていること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		H26年度 (目標)	H25達成率 (達成度)	H25 進捗度
○産婦人科医数	42人	42人	44人	49人	48人	→	46人	100%	★★★
○発達障害者支援キーパーソン数	9人	16人	22人	28人	30人	→	42人	63.6%	★★
○文化・芸術の体験学習を行う児童生徒数	8,949人	11,135人	11,060人	11,651人	11,901人	→	14,000人	58.4%	★★
○子ども体験プログラム提供団体数	80団体	93団体	105団体	117団体	127団体	→	100団体	100%	★★★

【プロジェクトの評価】

1 [周産期母子・小児の保健医療体制や発達障害児の支援体制の整備]

周産期医療の充実や出産環境の整備など概ね計画どおりに事業を行うことができ、生まれる前、生まれる時の医療と医療人材の充実を図ることができた。
今後、発達障害や児童虐待への一層の対応を進め、生まれてから生育・発達まで切れ目のない支援の体制を整えていく必要がある。

2 [子どもたちの生きる力を育む]

学校が取り組む環境学習、体験学習への支援や、小中学校における少人数学級編制の拡大、いじめの未然防止・早期対応の仕組みづくりなど概ね計画どおり事業を行うことができ、子どもたちの生きる力を高めるとともに子どもたちの心を支える取組を進めることができた。
今後は、こうした取り組みを継続して充実していくとともに、学力および体力の向上、豊かな心の育成、特別支援教育の推進、家庭や地域の教育力の向上に向けて、より一層、教育の質を高め、学校、家庭、地域が一体となって、子どもたち一人ひとりの真の成長につながる教育を推進していく必要がある。

【主な外部要因の変化（社会・経済情勢の変化や国の動向など）

1 [周産期母子・小児の保健医療体制や発達障害児の支援体制の整備]

<社会情勢の変化>

- 県内の児童虐待相談件数は年々増加。

【平成24年度の虐待相談件数は4,270件(H23年度3,596件)】

- 本県の乳児死亡率および新生児死亡率は全国平均よりも高い傾向にあったが、近年改善傾向にある。

2 [子どもたちの生きる力を育む]

<社会情勢の変化>

- 小・中・高等学校において日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加。
- 特別支援学校および特別支援学級の児童生徒が増加。小・中・高等学校において発達障害により特別な支援が必要と思われる児童生徒が増加。
- 平成25年度全国学力・学習状況調査の結果から、問題を読む力や書く力などの言語力の習得や、学習の基本となる学びの姿勢や態度などに課題が見られた。
- 平成36年に本県で開催する国民体育大会に向けて、ジュニア世代の育成や優れた指導者の確保・養成など競技力の向上が課題。

<国の動向等>

- 子ども読書活動の推進に関する法律に基づく「子ども読書の推進に関する基本的な計画」を国が策定(平成25年5月17日閣議決定)。
- いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布、9月28日施行)に基づく「いじめ防止基本方針」を国が策定(平成25年10月11日文部科学大臣決定)。
- 国が第2期「教育振興基本計画」を策定(平成25年6月14日閣議決定)。
- 中央教育審議会が「今後の地方教育行政の在り方について」答申(平成25年12月13日)。

施策1-1

生まれる前・生まれる時の医療と医療人材を充実します。

○女性人口あたりの産科医数が全国40位と少なく、また、乳児死亡率および新生児死亡率が全国平均より高い傾向にある本県にあって、周産期医療体制の充実や出産環境の整備を図るとともに、産科医、小児科医を確保し、県民が安心して出産できるようにします。

○児童人口の6%を超えると推定されている発達障害がある児童等への相談支援体制を充実するなど、子どもの成育・発達に対する県民の不安を解消します。

○県内の児童虐待相談件数は、年々増加し、本県の虐待相談件数の対18歳未満人口比は全国的にも高い状況にあります。平成22年3月に改訂した滋賀県児童虐待防止計画により、虐待の未然防止から、早期発見・対応、保護・ケアや家庭再統合までの切れ目のない支援を行います。

(施策の評価)

生まれる前、生まれる時、そして生まれてからの医療体制については、概ね順調に体制整備を進めることができた。

引き続き、産科医・小児科医等の人材確保と、発達障害や児童虐待への対応など、生まれてから生育・発達まで切れ目のない支援の体制を整えていく必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
新生児の治療・周産期医療体制の充実 B A	総合（地域）周産期母子医療センターの運営支援、NICUの拡充、緊急搬送コーディネーターの設置等をするとともに、NICU等長期入院児の受け皿となる後方病床、後方病院の確保および退院支援を進め、円滑に在宅療養等へ移行できる体制を整備する。	○NICU（新生児集中治療管理室） ベッド数 28床（H21年度） →34床（H26年度） ○小児保健医療センターのNICU後方支援病床 0床（H24年度） →2床（H25年度）	●NICU（新生児集中治療管理室）の拡充				健康医療課
		ベッド数 28床 ベッド数 28床	ベッド数 31床 ベッド数 28床	ベッド数 31床 ベッド数 28床 NICU後方病床2 NICU後方病床 2	ベッド数 34床 NICU後方病床 2床		
		(事業の評価) ○小児療育支援連絡調整会議を3回開催し、NICU後方支援病床の確保を図った。 ○ハイリスクの分娩、病的新生児の搬送受入れの充実のため、総合（地域）周産期母子医療センターの運営支援および搬送コーディネーター設置支援を行った。					
助産師外来・院内助産所開設推進事業 A	助産師外来・院内助産所の開設を推進する。	○助産師外来・院内助産所の設置病院数 7病院（H22年度） →11病院（H26年度）	●助産師外来・院内助産所の拡充				健康医療課
		病院数 8病院 病院数 8病院	病院数 9病院 病院数 11病院	病院数 10病院 病院数 11病院	病院数 11病院		
		(事業の評価) ○目標とする助産師外来・院内助産所の開設数を達成し、生まれる時の体制整備を進めることができた。					

事業名	事業内容		上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
小児救急医療体制の充実・小児救急電話相談事業	医療スタッフおよび空床ベッドを確保し、病院群輪番制を確保するとともに、小児救急電話相談を実施する。	○病院群輪番制の確保 全圏域で実施 (H22年度) →全圏域で実施 (H26年度)	●小児科の病院群輪番制の確保				健康医療課
		全圏域で実施	全圏域で実施	全圏域で実施	全圏域で実施		
		全圏域で実施	全圏域で実施	全圏域で実施			
		○小児救急電話相談の実施 365日(夜間および休日) (H22年度) →365日(夜間および休日) (H26年度)	●小児救急電話相談の実施				
			365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施	
			365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施		
		(事業の評価) ○病院群輪番制の確保および電話相談の実施ともに計画を達成することができた。 ○今後とも引き続き、小児救急体制の円滑かつ適正な運営を進める必要がある。					
風しん対策推進事業	風しんの予防接種を効果的・効率的に実施するため、必要な人に抗体検査を実施し、風しんの感染予防やまん延防止を図り、将来の子供に対する健康リスクの低減を推進する。	○先天性風しん症候群（CRS）患者発生届数 0(平成25年) → 0(平成26年)				●抗体検査の実施 CRS発生届出数 0	薬務感染症対策課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費用等を助成し、適切な補聴器の装用を促すことにより、言語の習得や社会性の向上を図り、健全な発達を支援する。	○補聴器購入費等助成児童数 一人（平成25年度） →50人（平成26年度）				●補聴器購入費等の助成 助成児童数 50人	障害福祉課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					
滋賀県子育て応援住宅認定事業	子育てしやすい施設・設備やサービスの提供、立地環境を備えた住宅を県が認定するための基準の策定等を行い、平成27年度からの認定開始に向けて事業者等への周知を図る。	○認定基準の策定 ○認定マークの公募 ○事業者向け説明会の開催				●認定基準等を策定し、事業者等へ周知 認定基準の策定 認定マークの公募 事業者向け説明会の開催	住宅課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
産科医・小児科医 の充実	B 医学生や研修医に対して修学・研修資金を貸与し、県内定着を図る。また、大学に周産期医療の寄附講座を設置するなど産科医・小児科医の養成を図る。	○県内定着を条件とした修学資金、研修資金の新規貸与者数 27人(H19～22年度累計) →毎年10人(H23年度～)	●修学資金等の貸与				健康医療課
		○県内定着を条件とした医学生修学資金の新規貸与者数 H26年度 8人	資金の新規貸与 10人 9人	資金の新規貸与 10人 9人	資金の新規貸与 10人 3人	資金の新規貸与 8人	
		(事業の評価) ○修学資金は3人に貸付けたものの、研修資金は実績がなく、目標に及ばなかった。 ○制度開始時に貸与した医学生が、平成23年度から医師として県内病院に就業しており、徐々に成果が表れつつある。 ○一層の県内定着に向け、返還免除条件の緩和や借入者の義務不履行時のペナルティー設定等の制度見直しを実施した。					
発達障害児者への 支援の充実	A 障害者医療福祉相談モール(H25～)を設置し、複雑困難な相談に高い専門性で対応し、県南部の相談体制を充実する。 また、発達障害者支援キーパーソンを養成し、学齢後期から成人期の発達障害に関する専門的相談支援を実施する圏域相談支援センターの機能を強化する。 さらに、高機能自閉症等の知的障害を伴わない発達障害者に特化した宿泊型生活訓練と就労準備訓練を一体的に実施し、身近な地域で安心して生活できる体制を整備する。 B B	○小児保健医療センター療育部における相談支援件数 261件(H21年度) →760件(H23年度～)	●小児保健医療センター療育部での相談支援(H25.7～障害者医療福祉モール内)				障害福祉課
		○発達障害者支援キーパーソンの養成数 9人(H21年度) →42人(H26年度までの累計) ○宿泊型生活訓練と就労準備訓練の一体的実施による地域生活移行支援対象者数 — (H23年度) →毎年10人(H24年度～H26年度)	760件 1,118件	760件 916件	760件 1,201件	760件	
			●発達障害者支援キーパーソンの養成				
			養成総数23人 (年間7人)	養成総数30人 (年間7人)	養成総数37人 (年間7人)	養成総数42人 (年間5人)	
			養成総数22人 (年間6人)	養成総数28人 (年間7人)	養成総数 30人 (年間 2人)		
●宿泊型生活訓練と就労準備訓練の一体的実施による地域生活移行支援		10人 4人	10人 8人	10人			
(事業の評価) ○発達障害者への支援を充実するため、障害者医療福祉相談モール内に発達障害者支援センターの南部拠点を設置し(H25.7)、複雑困難な事例に対し、モール内の連携機能を生かし対応できるようにした。 ○発達障害者支援キーパーソン養成事業は、発達障害者支援センターの委託事業所の変更等により募集期間が短かったことから養成定数をみたくことができなかった。今後は研修日程の周知など計画的に行い引き続き専門性を有する人材の養成に努める。 ○宿泊型生活訓練と就労準備訓練を一体的に実施。また事業から得た発達障害の特性を踏まえた支援方法について、他の事業所において普及が図れるよう支援従事者用マニュアルとしてまとめた。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
児童虐待防止対策 の充実	育児疲れや育児不安を抱えた保護者が無料利用券を活用して、保育所が実施する一時預かりを必要なときに利用できるよう、市町の取組を支援する。また、乳幼児揺さぶられ症候群の予防など、妊娠期からの虐待防止の促進を図る。	○一時預かり事業年間延べ利用児童数 37,000人(H21年度) →66,000人(H26年度)	●一時預かり事業利用券の配布 (利用券活用に伴う負担助成) ●一時預かり事業を行う民間保育所の体制強化				健康医療課 子ども・青少年局
		一時預かり事業 年間延べ利用児童数 45,000人	一時預かり事業 年間延べ利用児童数 52,000人	一時預かり事業 年間延べ利用児童数 59,000人	一時預かり事業 年間延べ利用児童数 66,000人		
		46,736人	50,455人	53,763人			
B		(事業の評価) ○ほっと安心子育て支援事業により、一時預かり事業の利用促進を図るという効果が期待されるが、H25年度の事業実績は3市4町、22施設であった。 ○引き続き一時預かり事業の利用を促進するとともに、実施市町等との意見交換を行うなどモデル事業についての検証を行い、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行につなげる。					

施策1-2

自然や文化・芸術についての子どもの体験を量的・質的に充実します。

○近年、子どもの様々な遊びや体験の機会が減少している中、滋賀の強みである自然や文化・芸術に直接触れ合うなど、地域との連携も図りながら体験学習等の充実を図ることで、豊かな人間性や思いやりの心、好ましい人間関係を築く力、滋賀の自然や地域と共生する力など、子どもたちの生きる力を育成するとともに、環境教育の在り方について研究実践等を行う。

(施策の評価)

学校が取り組む環境学習や文化・芸術体験を県や地域が支援するとともに、学習船「うみのこ」の体験学習や「やまのこ」の森林環境学習、「たんぼのこ」の農業体験学習、「ホールの子」の舞台芸術体験などを通して、子どもたちが本県の自然、文化・芸術等地域資源を活用した体験活動に取り組むことにより、子どもたちの豊かな人間性や思いやりの心などを育むことができた。

子どもたちの豊かな心を育むため、今後も本県の豊かな自然や文化・芸術についての子どもの体験活動を継続して充実していく必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
低炭素社会づくり 学習支援事業 B	温暖化防止活動推進員等が学校や地域に出向き学習を進める。	○学校・地域団体における低炭素社会づくり学習の実施回数 － (H22年度) →420回 (H23～26年度累計)	●低炭素社会づくり学習の実施				温暖化対策課
		(事業の評価) 平成25年度は、学校や地域において、低炭素社会づくり学習を123回実施した。 今後とも地域自治会や学校などと連携を深め、ニーズに対応した学習内容やアドバイザーの派遣に努め、温暖化対策や低炭素社会づくりの必要性についての知識と理解の向上に取り組む必要がある。	学習の実施 学校 50回 地域 50回 学校59回 地域46回	学習の実施 学校 40回 地域 60回 学校48回 地域49回	学習の実施 学校 50回 地域 70回 学校71回 地域52回	学習の実施 学校 50回 地域 50回	
体系的な環境学習 推進支援事業 A A	幼児の自然体験型環境学習や小学校等におけるエコ・スクールの実践等を支援するとともに環境学習の状況調査を実施し、体系的な環境学習の展開を図る。	○幼児自然体験学習指導者実践学習会の参加園数 － (H22年度) →100園 (H23～26年度の累計) ○エコ・スクール実施校 － (H22年度) →20校 (H26年度)	●幼児自然体験学習指導者実践学習会の実施				環境政策課
		(事業の評価) 幼児自然体験学習指導者実践学習会の参加園については、100園の目標園数を大きく上回る結果となった。参加者のアンケートでは、ほぼ全ての人々が学習会で学んだ事が活かせると満足しており、幼児の自然体験の指導者育成に効果があったと考える。幼児の自然体験促進に向けては、保護者の理解が重要であることから、本事業の中でいかに保護者との関係性を構築していくかが課題と考える。(平成26年度事業からは、保護者参観を盛り込んでいる。) エコ・スクールについては、教育委員会との連携により、参加登録を呼びかける等により、新たにエコ・スクールの活動に取り組んだ学校があるなど、順調に増加している。中学校・高等学校の参加が小学校に比して少ないことが課題となっている。	学習会参加園 25園 39園	学習会参加園 25園 41園	学習会参加園 25園 33園	学習会参加園 25園	

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「うみのこ・やまのこ・たんぼのこ」体験学習の推進	学習船「うみのこ」による航海学習や、「やまのこ」森林環境学習、農業体験学習を実施し、子どもたちの環境に主体的にかかわる力や、人と豊かにかかわる力を育成するとともに、びわ湖や森林、農業への理解を深める。	○びわ湖フローティングスクール事業実施学校数(小学5年生対象) 全小学校(244校)(H21年度) →全小学校(H26年度) ※全小学校には特別支援学校等を含む	●学習船「うみのこ」による航海学習の実施				びわ湖フローティングスクール
		全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施		
		●「やまのこ」森林環境学習の実施					
		全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施		
		●農業体験学習の実施					
		○森林環境学習やまのこ事業実施学校数(小学4年生対象) 241校(H21年度) →全小学校(H26年度) ※全小学校には特別支援学校等を含む	全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施	全小学校で実施 全小学校で実施	森林政策課
		○たんぼのこ体験事業実施学校数(小学生対象) 198校(H21年度) →全小学校(H26年度)	全小学校で実施 204校(申請分)	全小学校で実施 203校(申請分)	全小学校で実施 208校(申請分)	全小学校で実施	食のブランド推進課
		(事業の評価) (うみのこ) 体験学習として航海学習を実施することにより、こどもたちが環境や琵琶湖について考える場ができた。 (やまのこ) 県内すべての小学校において、森林環境学習やまのこ事業が実施され、森林への理解と関心を深めることができた。 (たんぼのこ) 平成25年度実績は208校(申請段階)と、91%の小学校で農業体験学習に取り組みられ、児童の農業や食への関心を高めることができた。今後も継続して関係市町、学校に対して普及啓発を行う。					
次世代文化芸術推進事業	学校等と文化施設・芸術家等との連携により、子どもたちが本物の文化・芸術を体験する取組を推進する。	○小・中・高校等において文化・芸術の体験学習を行う児童生徒数 8,949人(H21年度) →14,000人(H26年度)	●学校等と文化施設・芸術家等との連携による文化・芸術体験学習の実施				文化振興課
		児童生徒数 10,250人 11,060人	児童生徒数 11,500人 11,651人	児童生徒数 12,750人 11,901人	児童生徒数 14,000人		
		●びわ湖ホールにおけるびわ湖ホール舞台芸術体験事業(「ホールの子」事業)の実施					
		2公演 3,000人 2,611人	4公演 5,200人 4,222人	6公演 7,800人 5,181人	8公演 10,400人		
		(事業の評価) 事業に参加した子どもたちの表情、内面の変化、それを喜ぶ学校、家庭からの声が多く寄せられ、参加した児童生徒の数は増加したものの、目標数に達することはできなかった。 体験学習については、次世代文化芸術センターが学校と文化施設、芸術家をつなぐ中間支援組織として関わることであり、事業を拡大することができた。 今後も、引き続き、子どもたちのために優れた文化芸術体験の取組を推進していく。					
		○びわ湖ホールにおいてびわ湖ホール舞台芸術体験事業(「ホールの子」事業)に参加した児童生徒数 －(H22年度) →10,400人(H26年度)					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
しがこども体験学校 A	琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や身近な社会環境をフィールドとした、しがこども体験学校の体験プログラムを県内小学生に配布し、さまざまな体験活動の機会を提供する。	○しがこども体験学校の子ども体験プログラム提供団体数 80団体 (H21年度) →100団体 (H26年度)	●しがこども体験学校・体験プログラムの配布(県内全小学生対象)				子ども・青少年局
		●しがこども体験学校・子ども体験プログラム提供団体の募集					
			しがこども体験プログラム提供団体数 85団体 105団体	しがこども体験プログラム提供団体数 90団体 117団体	しがこども体験プログラム提供団体数 95団体 127団体	しがこども体験プログラム提供団体数 100団体	
(事業の評価) 全小学生にパンフレットを配布するとともに、ホームページ等を通じて協力者向け広報を充実することによりプログラム提供団体数を増加させ、目標を達成することができた。引き続きプログラム提供団体数の増加を図るとともに、より使いやすいものとなるようパンフレットの充実を図り、その活用を一層促進していく。							
「地域の力を学校へ」推進事業 A	「しが学校支援センター」に学校支援ディレクター等を設置し、豊富な知識や経験を持つ地域の人々や企業・団体・NPO等の力を子どもの教育に生かす仕組みづくりを推進する。	○学校支援ディレクターがコーディネートして、連携授業を実施した学校数 39校 (H21年度) →55校 (H26年度)	●学校支援ディレクター等による連携授業のコーディネート				生涯学習課
		43校で実施 実績 71校				46校で実施 実績 93校	
(事業の評価) 豊富な知識や経験を持つ企業・団体等の支援により、80校において連携授業を実施することができ子どもたちの理解を深めることができた。「学校支援メニュー」の活用を更に促進するため、管理職研修や教科主任会等の機会を利用して周知・啓発する必要がある。							
「文化芸術の力を教育に」推進モデル事業 A	文化芸術の力で、子どもたちの心を豊かにし、コミュニケーション能力の育成や、一体感・連帯感を得ることを通じ、いじめが起らないよう心の育成につなげるプログラムをモデル的に実施する。	○芸術表現活動を取り入れたグループ・ワークショップ型の授業プログラムを行う学校数 － (H24年度)→延べ6校 (H26年度)]	●芸術表現活動を取り入れたグループ・ワークショップ型の授業プログラムの実施				文化振興課
		3校で実施 2校+守山市教育研究所				3校で実施	
(事業の評価) 子どもたちの内面の課題解決に向けて、文化芸術の力を活かし、芸術表現活動を取り入れた体験型プログラムを開発し、モデル事業として実施。別室登校者や適応指導教室で年間計26回開催した。プログラムへの参加を通して、徐々に心を開き、最終的には通常学級に戻る児童もあり、一定の成果が得られた。							
学校いきいき体験活動プロジェクト	話し合い活動と体験活動の充実をとおして望ましい人間関係を築く実践研究を行い、その成果をいじめの未然防止に生かすとともに、学力の向上、自己有用感の育成につなげる。	○実践研究に取り組む学校数(小・中学校) － (H25年度) →5校 (H26年度)	●実践研究の実施				学校教育課
		5校で実施					
(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
高校生読書率向上プロジェクトの推進 B	高校生による「ビブリオバトル」(書評合戦)の普及・啓発を行い、高校生の読書率向上を図る。	○1か月に1冊以上本を読む高校生の割合 56% (H23年度) →59% (H26年度)			●1か月に1冊以上本を読む高校生の割合 58% 56.8%	59%	生涯学習課
		(事業の評価) これまでの読書啓発冊子の配布などの取組に加え、平成25年度より高校生読書率向上プロジェクトとして、県内高校へのビブリオバトル(本の書評合戦)の普及活動を展開しており、目標には僅かに達しないものの全国平均(55.0%)を上回っており、着実に成果はみられる。今後は、その効果をより一層高めるため、同プロジェクトを継続して取り組む必要がある。					
地域住民と連携したいじめ対応への支援 A	学校支援地域本部事業の制度を活用し、いじめ対応の視点をもって、地域住民と学校との連携を行う市町に対して支援する。	○いじめ対応の視点をもって、地域住民と学校との連携に取り組む学校支援地域本部数 — (H24年度) →15本部(H26年度)			●いじめ対応の視点をもって取り組む本部数 15本部で実施 17本部	15本部で実施	生涯学習課
		(事業の評価) 17本部で学校や地域の実態に応じた取組が推進され、平素の子どもの人間関係の変化に気付いたり、孤立しやすい子どもの早期発見につながったりするなどの成果が見られた。今後も、各市町における取組をより充実させるために有識者を派遣して支援を行うとともに、研修会等を通じて先進的な取組を紹介し、事業の充実を図る必要がある。					
親子冒険遊び場推進事業	子どもたちが野外での遊びのなかで自然に触れ、さまざまな人と関わりながら育つことができる「冒険遊び場づくり」を推進するため、核となる人材(冒険遊び場リーダー)を育成する。	○冒険遊び場リーダー研修修了者数 — (H22年度) →50人(H23～24年度累計)	●冒険遊び場リーダー研修会等の開催				子ども・青少年局
		冒険遊び場リーダー研修修了者 25名(延べ25名) 24名(延べ24名)	冒険遊び場リーダー研修修了者 25名(延べ50名) 92名(延べ116名)				
		(事業の評価) 研修会の実施等により、県内の冒険遊び場の実施団体が3団体増加した。平成24年度は研修内容を変更し、幅広く参加を呼びかけることにより、さらなる普及促進を図った。冒険遊び場の実施箇所の拡大には、研修の参加者等が各地域での活動に結びついていくことが必要であり、研修の中に実施団体における実践を取り入れる他、情報交換の場としても活用することによって、冒険遊び場の実施箇所数の増を図った。(平成24年度で事業終了)					

施策1-3 特色ある学科を設置するなど魅力と活力ある県立学校づくりを進めます。

○生徒の多様なニーズに応えるとともに、高校教育の活性化を図るため、再編計画に基づき高校再編の取組を進めるとともに、教育活動の充実を図るなど、魅力と活力ある学校づくりを進めます。

○学校だけでは解決が困難な事案に対して、学校へ弁護士、医師、臨床心理士等の専門家の緊急派遣を行います。

○厳しい就職状況の中で、特別支援学校等の職業教育の充実を図り、企業就労を進めます。

○学校においてこれまでから積み上げてきた教育力を基盤に、専門家との連携を強化し、地域・家庭・学校が一体となって、いじめから子どもを守る環境づくりを進めます。

(施策の評価)

県立高校において体験的・問題解決的な教育活動を展開し、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし自己実現を図るとともに、特別支援学校の生徒の就労に向けた教育内容の充実を図ることにより、子どもたちの生きる力を高めるための支援を行うことができた。

小中学校において少人数学級編制を実施し、きめ細かな指導の工夫や改善が図れた。

また、各学校にスクールカウンセラー等を派遣するなど学校の支援を図るとともに、いじめから子どもを守るための第三者的な立場の仕組みづくりができた。

引き続き、魅力と活力ある県立学校づくりを進めるとともに、子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むための取組を一層進めていく必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
県立高等学校の再編の推進	県立高等学校の魅力と活力を一層高め、滋賀の子どもたちに将来にわたって豊かな教育環境を提供するため、平成24年12月に策定した再編計画に基づき高校再編の取組を推進する。	○計画に基づき再編する学校数 ・総合単位制高校の設置 →1校(H26年度) (・統合新校の設置→2校(H28年度)) ・地域に根ざした学校づくり →1校(H26年度) ・職業系専門学科の改編等 →7校(H26年度) ・総合学科の充実→1校(H26年度) ・定時制課程の見直し →2校(H26年度)			●再編計画に基づく新校開設や学科改編等	総合単位制高校の設置、学科改編等 12校	学校支援課
確かな自己実現支援事業 A	継続的な高大連携や高校間の連携を進めることなどにより、体験的・問題解決的な教育活動等を展開し、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし自己実現を図る。	○体験的・問題解決的な教育活動や高度な技能を習得する活動、地域に貢献する活動等に取り組む各年度の学校数 →(H21年度) →15校(H26年度)	●体験的・問題解決的な教育活動や高度な技能を習得する活動等の実施 15校で実施 16校で実施	15校で実施 17校で実施	15校で実施 20校で実施	15校で実施	学校教育課
		(事業の評価) 体験的・問題解決的な教育活動、外部講師による講座や技能講習、地域への拡大と地域貢献等において、指定校それぞれの強みを生かした意欲的な取組が展開された。 事業の満足度は、指定校20校の平均で93.7%であり、各校において魅力と活力ある学校づくりが着実に進められている。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
子どもの学び改善プロジェクト	小中学校児童生徒の学力向上を図るため、言語活動の充実を通して基礎学力の定着に取り組む実践研究、放課後を活用した補充学習の体制づくりの支援、評価問題の活用による記述する力の育成を推進する。	○言語活動スタートアップ事業研究指定校数 — (H25年度) →小学校11校・中学校11校 (H26年度) ○放課後を利用した補充学習を、5年生児童に対して週1回以上実施する学校の割合 — (H25年度) →全小学校の30% (H26年度) ○記述式の問題を活用して授業改善に取り組む学校数 — (H25年度) →全小・中学校 (H26年度)				●実践研究の実施 研究指定校 22校 ●補充学習の実施 5年生児童に対して 週1回以上実施 全小学校の30% ●記述式問題活用 全小・中学校	学校教育課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					
子どもの体力向上に向けた実践的取組事業	小学生の体力向上に向けて、各市町に拠点となる小学校を設定し、先進県での取組を参考に10分間運動の導入等、体力向上に向けた実践的な取組を行う。	○朝や業間、放課後を利用し、全校児童を対象とした10分間の運動を実践している小学校数 — (H25年度) →19校 (H26年度)				●10分間運動等の実践 19校で実施	スポーツ健康課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					
「ともに学び、ともにめざす」滋賀の特別支援教育推進事業	障害のある子とない子がともに学ぶモデル事業や、望ましい就学指導を進める研究会議、県民等を対象とした全体フォーラムを開催するとともに、インクルーシブ教育システムの構築をめざした滋賀のめざす特別支援のあり方について検討する。 ※インクルーシブ教育 障害者権利条約（24条）や障害者基本法（16条）の各条で、共生社会（ノーマライゼーション社会）形成のための教育分野における取組として示されたもの。 「可能な限り障害者である児童および生徒が障害者でない児童および生徒と共に教育を受ける教育」と訳される。	○今後の滋賀の特別支援教育の方向性を示す。 (H25) 内部検討 → (H26～) 外部識者等の意見を交え、本県特別支援教育のあり方を抜本的に見直し、インクルーシブ教育の構築に向けた基本的な考え方を明らかにする。 ・ともに学ぶモデル事業や県民フォーラムによりインクルーシブ教育構築の取組を進める。 ・市町教委とともに適正な就学指導について検討する。（就学の手引書の作成）				●インクルーシブ教育システム構築に向けた取組 ・モデル事業を実施 （2地域） ・就学の手引書の作成 ・全体フォーラムの開催 （1回） ・滋賀の特別支援教育のあり方の検討	学校支援課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
小中学校における 少人数学級編制の 拡大 A	子どもと向き合う時間を確保し、より一層きめ細かな指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着や、児童生徒一人ひとりの個性や能力をのばすため、少人数学級編制を実施する。	○小中学校における少人数学級編制の実施・拡大 小1(国標準)、小2(国加配)、小3および中1、小4～6のいずれか1学年(H24年度) →小1(国標準)、小2(国加配)、小3および中1、小5・6のどちらか1学年、小4、中2、中3(H26年度)			●少人数学級編制の実施・拡大 小1(国標準) 小2(国加配) 小3および中1 小4～6のいずれか1学年 中2、3 実績 小1(国標準)、小2(国加配)、小3および中1、小4～6のいずれか1	小1(国標準) 小2(国加配) 小3および中1 小5・6のどちらか1学年 小4、中2、3	教職員課
		(事業の評価) 少人数学級編制を中学校2年生および3年生にも拡大し、全体で小学校で148人、中学校で144人の教員配置を行った。これにより、教員の児童生徒への関わりが増え、児童生徒間の良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。					
生徒指導緊急サ ポート事業 A	子どもの命に関わる重大事案が発生した場合、弁護士等の専門家が専門的知見による助言・支援を行い、警察等司法に加え、福祉や医療機関とも一体となった危機対応を実施する。また、いじめで悩む子ども支援事業との合同ケース会議を実施し、いじめ問題への対応支援を行う。	○相談体制を整備し学校を支援 ー(H24年度) →いじめで悩む子ども支援事業との合同ケース会議 月2回実施(H26年度)		●相談体制を整備し、学校を支援 ●複数の関係機関が一体となった具体的な連携推進 相談体制を整備し学校を支援	いじめ問題対応専門員との連絡会議 12回 いじめ問題対応専門員との連絡会議18回	相談支援員(いじめで悩む子ども支援事業)とのケース会議 月2回	学校教育課
		(事業の評価) 弁護士による定期相談は11回の訪問で26件の相談を受け、緊急支援では大学教授25回、臨床心理士27回、弁護士7回、精神保健福祉士1回の合計60件の派遣を行い、生徒の精神的動揺を和らげ、日常の回復を迅速に図ることができた。					
いじめで悩む子ども支援事業 (旧いじめ問題対応専門員配置事業) A	「相談支援員」を各地域に配置し、子どもや保護者からの相談対応を行うとともに、解決に向けての支援を図る。 また、市町との連携が必要な場合には「相談調整員」が連携を図るとともに、定期的な情報交換を行う。	○第三者的な立場から子どもに寄り添いながら、いじめ解決に向けた支援を実施(H25年度まで) ー(H24年度)→本部(県立含む)・県内4地域に専門員配置(H25年度)		●第三者的な立場から子どもに寄り添いながら、いじめ解決に向けた支援を実施 本部(県立含む)・県内4地域に専門員配置 本部(県立含む)・県内4地域に専門員配置	本部(県立含む)・県内4地域に相談支援		学校教育課
		(事業の評価) 専門員が直接学校に出向いて、紙芝居や寸劇等により、いじめの相談について子どもたちに呼びかけたり、周知のチラシを手渡しで配布するなどした結果、延べ500件を超える相談があった。 また、専門員に対する研修を計画的に行うとともに、月1～2回のケース会議を開催し、助言を得る機会を設けたことにより、「子どもの思いを直接聴くこと」や「子どもに寄り添った対応」をいくつかのケースで進めることができた。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
いじめ対策調査研究事業 B	学識経験者からなる「いじめ対策研究チーム会議」を開催し、いじめ問題の原因と背景について分析・研究を行うとともに、恒久的な対策の策定に向け、専門的な見地からの意見を求める。また、教職員に対する研修会等を開催し、教員の資質向上を図る。	○恒久的ないじめ対策の策定 (H26年度)			●恒久的ないじめ対策の策定に向け、専門的な見地から報告を求める。 研究チーム会議、研修会等23回実施 研究チーム会議、研修会等16回実施	当事業の成果も踏まえH25年度に策定したいじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策を推進する。	学校教育課
		(事業の評価) 平成24年度から平成25年度にかけ、計7回のいじめ対策研究チーム会議を実施するとともに、平成25年11月にいじめの具体的な対策について5つの提言を盛り込んだ最終報告書を作成し、知事を本部長とする「滋賀県いじめから子どもを守る対策本部」に提出し、教育委員会の付属機関に関する条例を制定するなど、施策に反映した。					
滋賀県いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法の規定に基づき、県の関係部局と関係機関・団体が連携していじめから子どもを守るための対策を推進するために、「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。	いじめの現状をはじめ、それぞれの機関・団体における対策の実施状況やその効果、課題等について意見・情報交換を年間3回実施し、対策の方針や方向性について検討する。				●協議会の設置 年間3回開催	学校教育課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					
滋賀県「絆をつむぐ学校づくり」研究事業	いじめ問題の対応として、児童生徒が生徒会活動等により「自己有用感」や絆を感じることができる学校づくりを推進するとともに、校内組織の役割分担や連携について具体的なモデルを開発し、その成果の普及を図る。	○小・中・高等学校それぞれの校種に調査研究校を指定 － (H25年度) →5校 (H26年度)				●調査研究校の指定と研究成果の普及啓 調査研究校 5校	学校教育課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					
スクールカウンセラー等活用事業 A	いじめの未然防止、早期対応を促進するため、「いじめから子どもを守るための相談活動推進事業」とあわせて、スクールカウンセラーの相談体制の充実を図る。また、子どもがいじめ夜間相談電話を開設し、いじめ等の悩みの相談を受け付ける。	○スクールカウンセラーを県内全ての公立中学校および県立高校に毎月派遣し、相談体制の充実を図る。 － (H21年度) →いじめから子どもを守るための相談活動推進事業と合わせて 1 校あたり訪問回数月1.5～8.9回 (H26年度)			●いじめ、不登校等の未然防止、早期対応を促進 1校あたり1.5～5回訪問 1校あたり1～6回訪問	1校あたり1.5～8.9回訪問	学校教育課
		(事業の評価) 24時間電話相談の相談件数は647件に、スクールカウンセラーによる相談は22,593件となり、いじめの未然防止を図るための早期対応が促進された。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
スクールソーシャル ワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置することにより、子どもの支援の充実を図るとともに、教職員に福祉的な視点を定着させる。	○スクールソーシャルワーカーを困難な課題を抱える小学校へ配置することにより、児童を取り巻く環境の改善・調整を図る。 — (H22年度) →11市11小学校に配置 (H26年度)			●いじめ、学校不適應等の未然防止、早期対応を促進		学校教育課
		(事業の評価) 10名のスクールソーシャルワーカーを11小学校に配置するとともに、県内公立小学校の約3分の1、県内公立中学校の約5分の1の学校でスクールソーシャルワーカーがケース会議や研修会に参加するなどして、子どもや教職員への支援が図れた。					
県立特別支援学校 キャリア教育総合 推進事業 A	障害のある生徒の社会参加と職業的自立を促進するため、キャリア教育アドバイザーを配置し新たな実習・就職先企業の開拓を行う。また、就業体験や就職先企業のフォローアップの充実を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握したキャリア教育を行う。	○高等養護学校各年度卒業者の企業就職者数 19人 (H21年度) →30人 (H26年度)	●教育内容の充実、新たな就労先や就労体験企業の開拓				学校支援課
			高等養護企業就職者 22人 実績23人	高等養護企業就職者 24人 実績24人	高等養護企業就職者 28人 実績 37人	平成26年度は施策2-1に新規設定した「企業の知見を生かした就労支援強化事業」において目標に向けた取り組みを行	
		(事業の評価) 平成25年度県立高等養護学校卒業生45名のうち、企業就職者は37名であり、年次計画は順調に進捗している。今後さらに、個々の生徒の希望と実態に応じて職業的自立が進められるよう、キャリア教育の充実や就労先になる企業の開拓等を進めていく。					

2 働く場への橋架けプロジェクト

(総合政策部、健康医療福祉部、商工観光労働部、教育委員会)

【目指す方向】

人のつながりや地域のつながりを強化することなどにより、若者、女性、障害のある人、高齢者、外国人など、誰もが多様な働く場に参加でき、力を発揮できる環境を整備し、地域社会での安定した生活の糧を確保します。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		H26年度 (目標)	H25達成率 (達成度)	H25 進捗度
○就業人口の継続的な増加	705,000人 (平成26年2月公表 労働力調査参考資 料 都道府県別モデ ル推計値)	697,000人	704,000人	717,000人	717,000人	→	継続的 な増加	100%	★★★
○職業訓練受講者の就職率	65%	61%	71.6%	71.9%	70.6% (速報値)	→	70%	100%	★★★
○男女共同参画センターの支援 を受けて活躍する女性の数	18人	34人	65人	88人	103人	→	100人	100%	★★★
○平日の昼間に保育を利用でき る児童の数	26,897人	28,772人	29,839人	30,850人	33,108人	→	29,000人	100%	★★★
○放課後児童クラブの受入人数	8,232人	8,393人	8,451人	8,919人	9,556人	→	10,000人	74.9%	★★
○働き・暮らし応援センターを 利用して就業する人の数	287人	369人	407人	378人	410人	→	500人	57.7%	★★

【目標】

○子どもたちの勤労観・職業観が育まれていること。
○男女を問わず、若者が能力と適性にあった職業を選択し、職業人として自立できていること。
○失業や転職による離職者を働く場につないでいく職業訓練や職業紹介の環境が整備されていること。
○子どもを生み育てながら働く場とつながり続けるための環境が整備されていること。
○高齢者や障害のある人が自らの力に応じて働き、自立した生活が続けることができる環境が整備されていること。

【プロジェクトの評価】

【教育の橋】

- ・早期から職業体験に取り組むことで、勤労観や職業観が育成され、社会に役立つ人材づくりに努めた。
- ・小学生と中学1年生を対象とした「おうみごと体験事業」を実施し、職業体験機会の充実が図れた。

【失業者の橋】

- ・若年求職者に対する各支援機関が一体となり、ハローワーク機能を併設し、ワンストップで支援が行える「おうみ若者未来サポートセンター」の運営により、若者求職者への支援の充実を図った。
- ・「求職者総合支援センター」は、国の制度終了後も国との「一体的実施施設」として国のハローワークを併設して継続設置することとした。
- ・平成27年度までの5年間を計画期間とした「第9次滋賀県職業能力開発計画」をもとに、積極的に職業能力開発に取り組む必要がある。

【家族・地域の橋】

- ・滋賀マザーズジョブステーションの運営や多様な女性の社会参画意欲に対する男女共同参画センターの総合的な支援により、女性が多様な働く場に参加し、女性の潜在的な能力と意欲を活かせる社会づくりにつながっている。
- ・滋賀マザーズジョブステーションでは、潜在的なニーズのある南部地域からの利用者が少ないことから、県下各地域への一層の浸透に努める必要がある。
- ・県に中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員を設置し、中小企業関係団体と協働し、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組促進を図った。

【障害のある方の橋】

- ・「働き・暮らし応援センター」において、関係機関と連携し、就労支援を行っている中、雇用情勢の回復のきざしや法定雇用率の上昇による雇用促進の進展もあり、目標のほぼ9割を達成した。また、造形活動については、アール・ブリュットの魅力を県民に広め、定着と推進を図った。
- ・重度障害者の地域生活支援について、新・障害者福祉しがプランに沿って必要な支援がしっかりと確保できるよう、市町と連携しながら進める必要がある。

【主な外部要因の変化（社会・経済情勢の変化や国の動向など）】

- ・厚生労働省の労働政策審議会の答申を受け、民間企業の障害者の法定雇用率を平成25年度から0.2%引き上げ2.0%とする政令の改正が行われた。
- ・平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、消費税増税分の中から財源を確保して幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から導入される予定。
- ・現在、地方分権改革推進本部の中に設置された地方分権改革有識者会議の雇用対策部会において、無料職業紹介事業に関する事務・権限の見直し等について検討されている。
- ・少子化と生産年齢人口の減少が進む中で女性の活躍促進は喫緊の課題とされており、国においても、働く女性が自らのキャリアを築き、男女が共に仕事と子育てを容易に両立できる社会に向けた取組を進めていくことを成長戦略の日本産業再興プランに位置づけている。
- ・国の「好循環実現のための経済対策」で「地域人づくり事業」が新たに創設され、これまで実施してきた「起業支援型地域雇用創造事業」に加えて、若者や女性等の雇用機会を創出するとともに、賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する取組を推進することとされた。

施策2-1

地域や企業など現場の人による子どもの多様な職業教育を進めます。

○学校から社会・職業へのスムーズな移行や社会人・職業人として自立を図るため、小学生から大学生まで、それぞれの段階に応じた職業体験等の取組を進めることにより、働くことの意義など、しっかりした勤労観・職業観を育成します。

(施策の評価)

- ・早期から職業体験に取り組むことで、勤労観や職業観が育成され、社会に役立つ人材づくりができた。
- ・中学2年生の「中学生チャレンジウィーク事業」につながるよう、小学生と中学1年生を対象とした「おうみしごと体験事業」を実施し、職業体験機会の充実が図れた。今後も体験ブースの追加や定員増などを検討し、フェスタの充実を図る必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
おうみしごと体験事業 A	小学生から中学１年生の児童・生徒を対象に、様々な職業を紹介するとともに、実際のしごとを体験する場として、「おうみしごと体験フェスタ」を開催し、職業観・勤労観を育むきっかけ作りを行う。	○おうみしごと体験フェスタでのしごと体験参加者数 － (H22年度) →4,000人(H23年度～)	●おうみしごと体験フェスタの開催				労働雇用政策課
			参加者 4,000人 参加者 4,000人	参加者 4,000人 参加者 4,000人	参加者 4,000人 参加者 4,300人	参加者 4,000人	
		(事業の評価) ・２日間にわたり「おうみしごと体験フェスタ」を開催し、多くの子どもたちがしごとを体験することにより、職業観、勤労観を育むきっかけづくりを行うことができ、目標を達成した。 ・今後も体験ブースの追加や定員増などを検討し、フェスタの充実を図る必要がある。					
中学生チャレンジウィーク事業 A	子どもたちの勤労観・職業観を育み、自らの将来の生き方を見い出していく力を養うため、中学２年生に対し５日間の職場体験を実施する。	○５日間以上の職場体験を実施した公立中学校数 87/100校(H21年度) →全公立中学校(H23年度～)	●５日間以上の職場体験の実施				学校教育課
			全公立中学校で実施 100校で実施	全公立中学校で実施 98校で実施	全公立中学校で実施 100校で実施	全公立中学校で実施	
		(事業の評価) ・全ての公立中学校100校において、５日間の職場体験を実施することにより子どもたちの勤労観・職業観を育むことができた。各市町の推進体制の確立、受入事業所や他校種との連携を深める取組が必要である。					
普通科におけるキャリア教育推進事業 A	高等学校普通科におけるキャリア教育を進めるため、外部講師を積極的に活用し、学習内容の充実を図る。また、指定校を設け、１、２年生を対象に就業体験を実施する。	○普通科高校就業体験実施校数 － (H21年度) →6校(H25年度)	●普通科高校における就業体験の実施				学校教育課
			2校 2校	4校 4校	6校 6校		
		(事業の評価) ・普通科のある全ての全日制高校33校において、外部講師を積極的に活用し、教育活動全体を通じてキャリア教育の充実を図った。 ・堅田、水口、伊香、愛知、北大津、野洲の６校を就業体験実施校として指定し、生徒に勤労観・職業観を身に付けさせる機会を設けることができた。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
県立高等学校キャリア形成支援事業	社会人基礎力の育成や就業体験を効果的に活用しながらキャリア教育の実践研究に取り組み、社会的・職業的自立を目指す効果的なカリキュラムの研究・開発を行う。	○キャリア形成支援研究指定校 － (H25年度) →8校 (H26年度)				●効果的なカリキュラ 8校で実施	学校教育課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					
職の担い手育成事業 A	「職の担い手育成推進校」を指定し、地域産業と高校との連携により、インターンシップ等の就業体験など、実践的な体験学習を実施する。	○就業体験の実施校数 － (H21年度) →9校 (H26年度)	●地域産業と高校との連携により実施				学校教育課
			8校で実施 8校で実施	8校で実施 8校で実施	8校で実施 9校で実施	9校で実施	
		(事業の評価) ・各校が地域産業との連携を密に取ることにより学校との協力体制が進み、インターンシップや企業技術者等による学校での実践的指導、専門高校と企業の共同研究などにより実際の・実践的な学習活動が定着してきた。 ・職の担い手連絡協議会を開催し、各校の実務担当者から取組内容、成果、課題等について発表を行うことで、情報の共有が図られ、課題解決に向けた取組が進んだ。					
伝統産業弟子入り体験推進事業 B	芸術系大学生や高校生等が、産地組合等の受け入れにより、伝統産業のものづくり体験と研修課題に取り組む。	○伝統産業弟子入り体験者数 － (H22年度) →200人 (H23～26年度累計)	●伝統産業のものづくり体験の実施				モノづくり振興課
			50人参加 29人参加	50人参加 5人参加	50人参加 9人参加	50人参加	
		(事業の評価) ・申請が2組合からのみとなり、目標値に比べ体験者数が大幅に下回った。このため、体験者増加対策を検討するため、産地組合や大学に聞き取りを実施した。 ・体験側の大学・高校に対して積極的な体験者掘り起しを行うとともに、受入側産地組合に対して事業の趣旨や効果をPRする。また、受入れ側のメリットが感じられるよう、必要な改善を実施することで目標を達成する。					
企業の知見を生かした就労支援強化事業	企業就労を進めるため、企業の知見を生かした作業学習の見直しと授業改善を行うとともに、働くことに必要な基礎的な態度や技能を身につけるための新たな仕組みづくりを進める。	○高等養護学校各年度卒業者の企業就職者数 19人 (H21年度) →30人 (H26年度)				●企業の知見を生かした教育内容の充実 高等養護企業就職者	学校支援課 (※施策1－3「県立特別支援学校キャリア教育総合推進事業」で取り組んできた目標を当該事業に新規設定し、取り組む。)
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					

施策2-2 高等学校・大学・企業などとの連携による若者の就職 支援と、失業者や離職者への職業訓練を充実します。

○高校や大学などの新規卒業者を含め多くの若者が就職できなかつたり、失業した人が再就職できないという大変厳しい状況が続いています。

そのため、支援を必要とする若年求職者に対して、学校や企業、ハローワークが一体になり、相談から就職まで一貫した支援を行うとともに、失業者に対し職業訓練の機会を提供し、再就職を支援します。

(施策の評価)

- ・若年求職者に対する各支援機関が、それぞれの強みを活かしながら、関係機関と連携し、就職の促進を図った。これらの支援機関が一体となり、ハローワーク機能を併設し、ワンストップで支援が行える「おうみ若者未来サポートセンター」を運営することにより支援体制の充実を図った。今後、それぞれの強みを活かし、経済団体等を含む関係機関と連携を強め、職業訓練を活用した、一層効果的な支援を展開する必要がある。
- ・「求職者総合支援センター」については、国の制度終了後の平成24年度以降においても国と県がハローワークと併設する一体的実施施設として継続設置した。これにより、一層の周知が図られ、就職の促進を図ることができた。
- ・職業訓練については、平成27年度までの5年間を計画期間とした「第9次滋賀県職業能力開発計画」を策定し、積極的に職業能力開発に取り組むこととした。引き続き雇用の見込まれる訓練コースの拡充を図るとともに、企業と訓練受講生とのマッチングが図れるよう就職支援していく必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
おうみ若者未来サポートセンターの設置 A	若年求職者に対する支援機関を一体化したおうみ若者未来サポートセンターを設置するとともに、カウンセリング機能を強化するなど、支援策の充実を図る。併せて、サポーター企業の組織化を進め、安定的な雇用の受け皿を確保する。	○おうみ若者未来サポートセンター(ヤングジョブセンター、滋賀の三方よし人づくりセンター等)を通じた就職者数 1,672人(H21年度) →1,600人(H26年度)	●おうみ若者未来サポートセンターによる就職支援				労働雇用政策課
		(事業の評価) ・若年者に対する就業支援の一層の充実を図るため、各支援機関(ヤングジョブセンター滋賀、滋賀の“三方よし”人づくり推進センター、滋賀県地域若者サポートステーション等)を一体化した「おうみ若者未来サポートセンター」を平成24年3月に開設した。 ・「おうみ若者未来サポートセンター」を構成するヤングジョブセンター滋賀、滋賀の“三方よし”人づくり推進センター、滋賀県地域若者サポートステーションを通じた支援による就職者数は、目標の1,600人に対して、平成25年度は1,812人と目標を上回り就職の促進を図ることができた。 ・若年者の失業率は依然として高水準で推移し、平成22年3月の大学卒業者における就職後3年目までの離職率が3割を超えているなど、依然として厳しい状況にあることから、引き続き「おうみ若者未来サポートセンター」を構成する各機関が持つそれぞれの強みを活かしながら、相談から就職までの一貫したサービスを漏れなくワンストップで提供していく。	就職者数 1,600人	就職者数 1,600人	就職者数 1,600人	就職者数 1,600人	
求職者総合支援センター事業 A	中高年齢者および外国人等の離職を余儀なくされた者等求職者の生活の安定および再就職を図るため、求職者総合支援センターを国の制度終了後も国との「一体的実施施設」として引き続き設置し、生活・就労に関する総合的な相談支援を実施する。	○求職者総合支援センターを通じた就職者数 205人(H22年度) →220人(H26年度)	●求職者総合支援センターによる就職支援				労働雇用政策課
		(事業の評価)平成20年度以降の急速な経済雇用情勢の悪化により、離職を余儀なくされた者等、求職者の生活および就労に関する総合窓口として、平成21年3月に当センターを開設した。平成24年度からは、滋賀労働局との「一体的実施施設」として継続設置したため、より一層の周知が図られ、就職の促進を図ることができた。当センターの利用者数は年間8,862人(対前年度1.08倍)、就職者数は目標220人に対し、実績553人と大幅に目標を上回り、就職の促進を図ることができた。今後とも県内の雇用情勢に対応しつつ、国と連携を図りながら、中高年齢者および外国人等の求職者への支援を提供していく。	就職者数 220人	就職者数 220人	就職者数 220人	就職者数 220人	

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	19 上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
職業訓練の実施による就職支援 A	高等技術専門学校（米原・草津校舎）において、新規高卒者および離転職者に対する職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用した職業訓練を実施し、就職支援を行う。	○職業訓練受講者の就職率 65% (H21年度) →70% (H26年度)	●高等技術専門学校および民間教育訓練機関を活用した職業訓練の実施				労働雇用政策課
		(事業の評価) ・ものづくり分野の訓練の他に、雇用の見込まれる介護系分野などの訓練コースの拡充を図るとともに、就職支援アドバイザー等による就職支援の強化を図り、目標に達した。 ・引き続き雇用の見込まれる訓練コースの拡充を図るとともに、企業と訓練受講生とのマッチングが図れるよう就職支援を行う。	就職率 68% 就職率 71.6%	就職率 69% 就職率 71.9%	就職率 70% 就職率 70.6% (3月末現在)	就職率 70%	
生活困窮者自立支援事業	平成27年度から施行予定の生活困窮者自立支援制度を円滑に開始できるようモデル事業を実施するとともに、市町における相談支援事業等の立ち上げ支援を行う。	○相談窓口の設置 － (H25年度) →6箇所 (H26年度) ○就労場所の確保と開拓 ○被保護世帯の中学生学習支援 4箇所 (H25年度) →15箇所 (H26年度)				●相談窓口の設置 6箇所 ●就労場所の確保と開拓 ●学習支援 実施箇所数 15箇所	健康福祉政策課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					

施策2-3 女性の就職や社会活動の継続・復帰を応援します。

○女性の労働力率が30歳代に大きく落ち込むM字カーブを描いており、また出産・子育てによる離職後の女性の再就職や継続した就労、社会へ一歩踏み出したい女性を支援するしくみが十分整備されていないことから、ワーク・ライフ・バランスの推進や保育所、放課後児童クラブなどの子育て環境の充実を図るとともに、一時預かりや就労相談、職業紹介など就労支援をワンストップで行う窓口を整備します。

(施策の評価)

・「滋賀マザーズジョブステーション」の運営や多様な女性の社会参画意欲に対する男女共同参画センターの総合的な支援により、女性が多様な働く場に参加し、女性の潜在的な能力と意欲を活かせる社会づくりにつながっているが、滋賀マザーズジョブステーションでは、潜在的なニーズのある南部地域からの利用者が少ないことから、県下各地域への一層の浸透に努める必要がある。

・ワーク・ライフ・バランスの推進では、「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員」を設置し、中小企業関係団体と協働でセミナーの開催や企業訪問指導、具体的な取組事例の発信を行ったが、今後も新たな団体との協働や取組企業への継続支援、モデル事例の発信により、「経営戦略」としてのワーク・ライフ・バランスの理解を推進していく必要がある。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
女性の活躍の場拡大 応援事業 (旧女性活躍推進プロジェクト応援事業) A	滋賀の経済・地域の活性化の切り札として様々な分野で女性の能力や潜在的な力の活用を図る「CARAT(カラット) 滋賀・女性・元気プロジェクト」の一環として、県として取り組む施策を重点的かつ庁内横断的に展開するための検討を行うとともに、大学生等による普及啓発、女性のNPO活動等への支援など、女性の活躍の場の拡大に向けた総合的な情報発信を行う。	○女性活躍推進展開方策の決定（平成25年度） ○NPO法人の役員における女性比率 28%（平成24年度） →30%（平成26年度）			●展開方策の検討 展開方策の決定 展開方策の決定	●展開方策の事業化に向けた検討 展開方策に基づく事業の展開 NPO法人役員の女性比率 30%	県民活動生活課 男女共同参画課
		(事業の評価) ・ 庁内女性活躍推進プロジェクトチームにおいて女性の活躍推進のあり方等を検討し、平成25年7月に男女共同参画推進本部として女性活躍推進の展開方策を決定した。 ・ 展開方策に基づき、女性活躍推進に関する事業を部局横断で取りまとめ、平成26年度からは「CARAT 滋賀・女性・元気プロジェクト」として、全庁的に女性の活躍推進に取り組む。					
滋賀の女性経営者 フォーラム開催事業 A	県内の各分野で活動している女性経営者が一堂に会し交流することにより、経営者としての女性の社会進出の促進と地域経済の活性化を図る。	○県内女性経営者の参加者数 ー (H24年度) →200人 (H25、H26年度)			●経営者としての女性の社会進出の促進 参加者数 200人 参加者数 232人	参加者数 200人	中小企業支援課
		(事業の評価) ・ フォーラムに232名、事業紹介コーナー42社と多くの参加があり女性経営者の活躍の機運醸成が図られた。引き続き開催した交流会にも94名の参加があり、積極的な交流や意見交換によりネットワークの促進が図られた。 ・ H26年度も引き続き開催することとする。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	21 上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
女性の就労トータルサポート事業 (マザーズジョブステーション) B	出産や子育てによる離職後の女性の再就職や、社会へ一歩踏み出したい女性、自立をめざす母子家庭の母等を支援するため、就労相談や仕事と子育ての両立に向けたアドバイス、一時預かりの実施、求人情報の提供や職業紹介などの就労支援をワンストップでできるシステムを整備する。	○マザーズジョブステーションを通じた就職件数 ー（平成22年度） →400件（平成26年度）	●関係機関調整、開設準備	●マザーズジョブステーション(MJS)の開設・運営		●マザーズジョブステーションを南部地域に開設 (仮称)南部地域MJSの開設・運営	男女共同参画課 子ども・青少年局 労働雇用政策課
		年間就職件数 100	年間就職件数 250件	年間就職件数 325件	年間就職件数 400件		
		年間就職件数 109件	年間就職件数 251件	年間就職件数 246件			
		(事業の評価) ・男女共同参画課、子ども・青少年局、労働雇用政策課の部局横断による連携と、滋賀労働局の協力により、滋賀マザーズジョブステーションを運営し、就労に至るまでの個別相談やアドバイス、保育情報の提供、一時保育の実施、職業紹介など一貫した就労支援をワンストップで行ったが、センターを通じた就職件数は246件と目標に届かなかった。 ・その要因として、潜在的ニーズのある南部地域からの利用者が少ないことから、今後は、南部地域に新たな拠点を設置するとともに、地域の子育て支援団体等との連携により、滋賀マザーズジョブステーションで					
女性のチャレンジ支援事業 A	女性の新たなチャレンジへの支援として、起業やコミュニティビジネス等に向けて講座の実施などを行うとともに、相談の入り口から社会参画に結びつくまでの継続したサポートを行う。	○男女共同参画センターの支援を受けて起業や社会活動など活躍する女性の数 18人 (平成21年度までの累計) →120人 (平成26年度までの累計)	●女性のチャレンジ相談、チャレンジ支援講座等の実施				男女共同参画課
		センターの支援を受けて活躍する女性の数 50人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 67人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 83人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 120人(累計)		
		センターの支援を受けて活躍する女性の数 65人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 88人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 103人(累計)			
		(事業の評価) ・就労だけでなく、起業やコミュニティビジネス、まちづくり活動やNPO活動など多様な女性の社会参画意欲に対して、男女共同参画センターの総合的な支援により、社会で活躍する女性の数は着実に増加している。 ・特に、専門家による具体的なアドバイスなどフォローアップの充実を図ることで、ショップ開業やカフェ運営、NPO法人設立などの夢を叶える女性もおられ、女性の潜在的な能力が十分発揮できる社会づくりにつながっている。					
ワーク・ライフ・バランス企業応援事業 中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進事業 B	中小企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組を進めるため、ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録等により、企業が行う次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定および実践活動を支援する。 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発および実践を支援する「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員」を設置し、中小企業関係団体とセミナーの開催や企業訪問指導によるモデル事例の発信を協働で行い、中小企業関係団体の主体的な取組を促進する。	○ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(累計) 480件(H22年度) →730件(H26年度)	●ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の推進(ワーク・ライフ・バランス企業応援事業) ●ワーク・ライフ・バランス推進コーディネーター設置(中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進事業)				労働雇用政策課
		推進企業登録 500件(累計)	推進企業登録 645件(累計)	推進企業登録 690件(累計)	推進企業登録 730件(累計)		
		推進企業登録 597件(累計)	推進企業登録 635件(累計)	推進企業登録 669件(累計)			
		(事業の評価) ・平成19年12月から実施しているワーク・ライフ・バランス推進企業登録数が669社となり、目標件数には若干満たなかったが、新たに「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員」を設置し、中小企業関係団体と協働でセミナーの開催や企業訪問指導、具体的な取組事例の発信を行った。今後はさらに「経営戦略」としてのワーク・ライフ・バランスの理解を推進していく必要がある。					

22

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
保育サービスの充実 A	保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、市町による保育所等の計画的な整備や家庭的保育事業を促進し、子どもへの確実な保育の提供を図る。	○平日昼間の保育利用児童数 ()内は家庭的保育利用数 26,897人(0人)(H21年度) → 29,000人(170人)(H26年度)	●家庭的保育事業関連研修会の実施、啓発パンフレットの配布				子ども・青少年局
			●民間保育所等の整備の支援				
			平日昼間保育利用児童数 29,839人	平日昼間保育利用児童数 30,850人	平日昼間保育利用児童数 33,108 人	平日昼間保育利用児童数	
			●3歳児保育における保育士特別配置への支援 (低年齢児保育における保育士加配支援の拡)				
		(事業の評価) ・民間保育所の整備を支援することにより、平成25年度には6市町8施設の整備が完了した。 ・家庭的保育事業について、家庭的保育者研修など事業実施体制の支援を行った。 ・今後も引き続き、市町が実施する保育に対して支援を行うことで、子どもを安心・安全に育てられる環境づくりを進める必要がある。					
放課後児童指導員等 資質向上事業	放課後児童クラブ指導員の資質・スキルの向上のために、基礎から専門まで学習できる研修を実施し、放課後児童クラブの質の確保および放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図る。	○研修会参加者数 450人(H25年度まで累計) →600人(H26年度まで累計)				●研修会の実施 参加者数 150人(延べ600人)	子ども・青少年局
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					

23

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
保育士確保対策の推進 A	保育人材バンクによる潜在保育士の再就職支援、保育士養成校新卒者の県内保育所への就職促進、現任保育士の就労継続支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を運営するとともに、保育士資格取得に必要な修学資金の貸付けを行う。また、保育士の処遇の改善を図る。さらに保育士への感謝のメッセージを募集・発信することにより、保育士を応援する気運を醸成する。	○保育士従事者数 H25年 4 月…6,130 人 → H27年 4 月…6,790 人 (うち保育人材バンク活用による採用決定者数100 人)	●保育人材バンクの運営支援、職場復帰のための研修会の開催、無料職業紹介事業の実施		●保育士・保育所支援センターの運営		
					●保育士修学資金の貸付		
					●保育士の処遇改善		
			保育人材バンク活用による採用決定者(延べ人数) 20人(延べ40人)	保育人材バンク活用による採用決定者(延べ人数) 20人(延べ60人)	保育士従事者数 対前年 330人増 うち保育人材バンク活用による採用決定者数(延べ人数) 20人(延べ80人)	保育士さんありがとう (保育士応援キャンペーン実施)	
			25人(延べ53)	33人(延べ86人)	37人(延べ123)	保育士従事者数 対前年 330人増 うち保育人材バンク活用による採用決定者数(延べ人数) 20人(延べ100人)	
(事業の評価) ・保育人材バンクによる就労実績は着実に増加しているが、保育士の求人に対し、求職者が少ない現状が続いている。 ・引き続き、潜在保育士の再就職支援とともに、保育士養成校新卒者の県内保育所への就職促進、現任保育士に対する就労継続支援など、総合的に保育士の確保対策を進める必要がある。							
放課後児童クラブの設置促進 B	放課後児童クラブの施設整備を支援するとともに、市町に対して運営費補助を行い、クラブの安定的な運営を図る。	○放課後児童クラブ 利用児童数(小学1～3年生) 8,232人(H21年度) →10,000人(H26年度)	●放課後児童クラブの整備、運営支援				
			利用児童数(1～3年生) 9,200人	利用児童数(1～3年生) 9,450人	利用児童数(1～3年生) 9,700人	利用児童数(1～3年生) 10,000人	
			8,451人	8,919人	9,556 人		
(事業の評価) ・放課後児童クラブは、各市町の設置ニーズに対応して施設整備に努めた。 ・放課後児童クラブの質の向上を図るため、開設時間の延長、土日祝日の開設、障害児の受け入れ等、多様なニーズに対応できるよう運営面での予算措置に努めた。 ・今後とも、国・各市町と連携しながら、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の遊びや生活の場の確保を図っていく必要がある。							
男性の育児休業取得の促進 B	育児休業を取得する男性を雇用する事業主に対して奨励金を支給し、民間企業における男性の育児休業取得を促進する。	○奨励金を支給する年間事業所数 －(H21年度) →15社(H23年度～)	●男性の育児休業取得を奨励する事業所への支援				
			事業所数 15社	事業所数 15社	事業所数 15社	事業所数 15社	
			13社	7社	6社		
(事業の評価) ・受給した企業からは好評を得ており、対象となる男性従業員のいる企業に漏れなく活用されるよう、引き続き関係部局とも連携し、ホームページや関係機関へのチラシ配布等により企業への情報提供を行うとともに、企業への直接的な働きかけなどにより一層の利用の促進を図る。 ・今後は、各事業主に対して一層の制度周知による浸透を図るとともに、事業主・男性従業員ともに男性の育児休業取得についての意識を高め、取得しやすい気運の醸成を進める必要がある。							

子ども・青少年局

子ども・青少年局

子ども・青少年局

施策2-4 障害のある人が働く場や自立を目指した地域生活の場を充実します。

○雇用情勢の悪化に伴い相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化への対応の必要性が高まっていることから、働き・暮らし応援センターを中心に、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズをマッチングさせ、企業での職場定着や就労に伴う生活支援を一体的に実施します。

○障害のある人の造形活動を推進するため、作家や施設への相談支援を行う機関の運営経費を助成するとともに、企画展の開催や情報発信等を支援する。

○重度障害児者等の地域での生活を支えるため日中活動の場などの充実を図ります。

(施策の評価)

・障害のある人の就労支援は、「働き・暮らし応援センター」利用者の就業数が目標には届かなかったものの、ほぼ順調に進めることができた。また、造形活動についても、「NO-MA」を通じて、アール・ブリュットの魅力を県民に広め、定着と推進が図れた。

・今後の課題となっている重度障害者の地域生活支援について、新・障害者福祉しがプランに沿って必要な支援がしっかりと確保できるよう、市町と連携しながら進める

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：上段：年次計画 下段：年次実績 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
障害者の就労と生活を応援する事業 B	障害者の職業面・生活面での相談支援を一体的に行う働き暮らし・応援センター等の体制を強化し、職場開拓、企業就労、職場定着等を促進する。	○働き・暮らし応援センターを利用して就業する人の数 287人(H21年度) →500人(H26年度)	●障害のある人の就労支援体制の充実、働き・暮らし応援センター運営の補助 就業する人 370人 就業する人 407	就業する人 420人 就業する人 378人	就業する人 460人 就業する人410人	就業する人 500人	障害福祉課 労働雇用政策課
介護の場における知的障害者就労促進検討事業	知的障害者の介護の場での就労を促進するため、知的障害者を対象とした介護職員養成研修、スキルアップ研修および知的障害者を雇用する介護事業所の職員を対象とした研修のプログラムの開発を行う。また、県内の介護事業所において当該研修を修了した知的障害者の雇用拡大を図っていくための方策について検討する。	○新たな研修カリキュラムによる研修の策定				●新たな研修カリキュラムの策定 研究委員会による研修カリキュラム等の研究開発	障害福祉課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					
就労移行支援促進事業	一般企業等への就職を希望する障害者に就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行う就労移行支援事業所職員に対し、企業の協力を得て企業ニーズをふまえた実習を行い、就労移行をより促進するとともに、制度改定に対応した「就労アセスメント手法に関する研修」を実施し、障害者一人ひとりに応じたきめ細やかな就労アセスメント体制を構築し、一般就労する障害者の拡大に資する。	○福祉施設から一般就労への人数 72人(H24年度) →121人(H26年度)				●企業等就労現場実習・就労アセスメント手法研修の実 福祉施設から一般就への人数 121人	障害福祉課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					

事業名		事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	25 上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
				H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
障害者の造形活動の 推進	A	障害のある人の造形活動を推進するため、作家や施設への相談支援を行う「（仮称）障害者造形活動支援センター」の運営経費を助成するとともに、企画展の開催や情報発信の取組等を支援する。	○県が支援する公募展 －（H22年度） →1回（H23年度～） ○NO－MAホームページ閲覧数 42,069回（H21年度） →84,000回（H26年度）	●地域における芸術活動の場づくりの支援				障害福祉課
	B			公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回	
				公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回		
				●アール・ブリュット作品の調査・保管、情報発信、企画展開催等の支援				
				NO-MAホームページ 閲覧数 52,000回	NO-MAホームページ 閲覧数 62,500回	NO-MAホームページ 閲覧数 73,000回	NO-MAホームページ 閲覧数 84,000回	
				NO-MAホームページ 閲覧数 47,459回	NO-MAホームページ 閲覧数 49,971回	NO-MAホームページ 閲覧数 68,048回		
				(事業の評価) ・在宅の知的障害者など従来作品出展の機会が少なかった県内の障害者の造形作品を広く公募し展示する機会が提供できた。（応募作品242点、展示作品102点、入場者数3,824人） ・ボードレスアート・ミュージアムNO－MAでの企画展の開催などアール・ブリュットの魅力を県民に広め、定着を図る取組を通じ、障害者の造形活動の推進が図れた。 ・今後は、HP閲覧数の拡大に向け、SNS（TwitterやFacebook）との連携により、本HPへの誘導を促し新規閲覧者の確保に努める。				
重度障害児者等の地域移行の促進	A	重度障害児者等の社会参加を地域で支えるため、日中活動の場となる生活介護事業所の整備を支援する。 また、重度障害者等の入所支援と地域生活支援を一体的に推進し、その地域移行を促進するため、県と市町の協働により事業所の支援レベルの向上を図る。	○生活介護事業所（重心対応事業所含む）の利用定員 1,670人（H22年度） →1,875人（H26年度）	●重度障害児者等の日中活動の場の整備				障害福祉課
				利用定員1,755人 (新規 85人)	利用定員1,875人 (新規 120人)			
				利用定員 1,891	利用定員 2,368	利用定員2,467人		
				(事業の評価) ・生活介護事業所の平成25年度末の利用定員は、2,467人（大津市除く。以下同じ）に達し、当初の目標を上回り順調に整備が進み、重度障害者などの日中活動の場として、地域生活を支援することができた。 ・重度障害者の地域生活支援を総合的に進めるため、引き続き県と市町が一体となって地域移行等の取組を進めることが必要である。				

3 地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト

【目指す方向】

若い頃からの健康づくりを推進しながら医療を充実させるとともに、人のつながりや地域のつながりを強くすることにより、医療や介護の不安を安心に変え、幸せな最期を迎えることができる“終の住み処”づくりを進めます。

また、医療・福祉分野でのサービス拡大を経済成長につなげます。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		H26年度(目標)	H25達成率 (達成度)	H25 進捗度
○がん検診受診率	胃がん 45.8% 肺がん 50.2% 大腸がん44.7% 子宮がん37.2% 乳がん 36.3%	-	-	-	-	→	各50%以上	-	-
○生活習慣病（がん、脳血管疾患、急性心筋梗塞）による年齢調整死亡率 ※人口10万人あたり。基準を昭和60年の年齢構成として調整したもの。	179.9 (H20)	176.5 (H21)	169.7 (H22)	167.0 (H23)	162.4 (H24)	→	160.0人	87.9% (H24)	★★★ (H24)
○在宅療養を支援する機能の整備箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	3箇所	10箇所	→	8箇所	100%	★★★
○地域連携クリティカルパスの実施件数	31件	51件	53件	71件	96件	→	90件	100%	★★★

【プロジェクトの評価】

○地域の医師および看護師等の医療関係者の確保・定着については、目標に沿って順調に進めることができたが、喫緊の課題でもあり、引き続き重点的に進める。人材育成にあたっては、特に多職種協働・連携によるチーム支援を目指した人材育成を進める必要がある。

○健康づくりの推進については、介護予防を中心に多くの関係者の研鑽に努めることができたが、今後はこうした関係者による地域での実践が求められる。

○医療福祉・在宅看取りの体制づくりについては、地域連携クリティカルパスの導入や、在宅療養を支援する拠点機能の整備、さらには病理・画像遠隔診断の病院間におけるネットワーク構築など、在宅療養の環境整備を順調に進めることができた。

★プロジェクト推進のために行った重点的取り組み

●民間の取組支援

地域で支える医療福祉・在宅看取りの実現を目指して、医師や看護師、薬剤師、介護福祉士等の医療福祉関係者による、自覚者の自発的な集まりとして立ち上げられた「医療福祉・在宅看取りの地域創造会議」(平成23年8月30日設立)を支援し、民間の取り組みを促進した。

●各圏域の取組支援

各圏域で策定された「医療福祉圏域ビジョン」に基づき、医療福祉関係者や住民等からなる「医療福祉圏域協議会」の取り組みを支援し、それぞれの地域での取組を促進した。

【主な外部要因の変化（社会・経済情勢の変化や国の動向など）

●社会の状況

- 高齢者世帯 … 平成42年(2030年)には、一般世帯の約35%(約183,000世帯)が高齢者世帯と推計。【平成22年(2010年)約137,000世帯(約1.3倍)】
- 在宅看取り者数 … 平成42年(2030年)には、病院以外での看取りが必要な人が約8,000人と推計。【平成24年(2012年)約2,800人の約2.9倍】
- 認知症高齢者 … 平成42年(2030年)には、認知症高齢者は約59,200人と推計(認知症有病率により推計)。【平成24年(2012年)約43,800人(約1.35倍)】

●国の動向

○社会保障と税の一体改革

平成25年に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(プログラム法)に沿って、医療・介護サービスの提供体制改革等のための「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が今国会で審議されており、新たな基金の創設と医療・介護の連携強化のための制度化が講じられることとなっている。

○介護保険制度の見直し

地域包括ケアシステムと持続的な介護保険制度にかかる制度見直しを踏まえ、次期の介護保険事業計画(H27～H29)を策定することとなる。

(健康医療福祉部、病院事業庁)

【目標】

○県民が予防の重要性を理解し、健康的な生活習慣を身につけていること。

○どこでも誰でも納得のいく医療を享受でき、地域で安心して生活のできる在宅介護・在宅看取りの体制が整備されていること。

○医療・福祉・情報ネットワークでの経済的な成長を同時に図ること。

施策3-1 地域医療を担う医師・医療専門職を育成します。

○厳しい医療専門職の不足に対応し、奨学金制度の活用や大学、医療関係者、地域住民等が一体となった医学生の支援などにより、地域医療を担う医師・看護職員の確保と定着を進めます。

また、各医療専門職がそれぞれの分野で自立しながらチームで一体となった地域の医療を支えることができるよう、臨床能力の高い医療専門職の育成を進めます。

(施策の評価)

・医師養成のための奨学金を目標の10人に新規貸付するとともに、看護師養成所への支援、看護学生への修学資金の貸付などにより、医師、看護職員の確保・定着を順調に進めることができた。
・今後は、潜在的有資格者をはじめとした医療・福祉人材の一層の確保・定着を進めるとともに、在宅医療を進めるための多職種協働・連携によるチーム支援を目指した人材育成を進めることが必要である。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H23	H24	H25	H26	
医師確保対策の推進 A	医師養成奨学金貸与者のキャリア形成や女性医師の継続就労支援などの医師確保対策の実施拠点としての「医師キャリアサポートしが」の設置運営、魅力ある病院づくり、女性医師の働きやすい環境づくり、働く意欲を引き出す職場環境整備など、医師確保のための対策を総合的に行う。 また、寄附講座の設置、臨床研修医確保・定着プログラム等支援、医師養成奨学金の貸与などにより、学生・臨床研修医等の県内定着を促進する。	○県内定着を条件とした滋賀医科大学奨学金の新規貸与者数 15人(H21～22年度の累計) →40人(H23～26年度の累計)	●医師養成奨学金の貸与				健康医療課
			奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	
看護職員確保等対策の推進 B	看護職員を増やすとともに、地域医療を担う高度な専門的知識と技能を有する看護職員を確保するため、看護職員の養成、確保定着、潜在看護力の活用、資質向上を柱として総合的な対策を実施する。	○看護職員数（常勤換算） 12,249人(H20年) →14,029人(H26年)	●看護職員確保対策の推進				健康医療課
			看護職員数 13,143人	看護職員数 13,453人	看護職員数 13,744人	看護職員数 14,029人	
		(事業の評価) ○新規貸与者は目標(10人)を達成することができた。 ○今後も新規貸付による人材の確保に努めるとともに、制度見直しより貸与した医学生の卒業後のキャリア支援の充実を検討し、一層の県内定着を図る。	奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人		
		(事業の評価) ○看護師養成所への支援や看護学生への修学資金の貸与等により県内への就業を促進できた。 ○病院内保育所への支援やワークライフバランスの推進、精神保健サポート事業等を実施し、看護職員の確保定着に努めた。	看護職員数 12,941人(H22年)	看護職員数 13,212人(H24年)	看護職員数 13,212人(H24年) ※調査：2年に1回		

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
在宅医療福祉を担う 看護職員確保対策の 推進 B	在宅医療福祉を担う訪問看護ステーション等の看護職員の確保・養成を図るため、職場復帰に向けた研修や子育て支援などにより、潜在看護職員の再就業を支援する。	○訪問看護ステーション等への再就業看護職員数 一人 (H23年) →135人 (H24～26年度の累計)		●在宅医療福祉を担う看護職員の確保・養成			健康医療課
		(事業の評価) ○専門のコーディネーターによる出張相談や訪問看護ステーション等への再就業に必要な研修の実施、さらには病院内保育所の整備を進め、人材の掘り起こしと再就業の場の確保に努めたが、目標に及ばなかった。		再就業看護職員数 45人 11人	再就業看護職員数 45人 17人	再就業看護職員数 45人	
在宅医療福祉を担う 看護職員養成事業	訪問看護ステーション実習を通して看護学生に訪問看護の意義・魅力を重点的に啓発し、卒後訪問看護師を志す人材を養成するとともに、就労後も必要な技術の強化を図り、専門性を高めるための研修体制を整備することにより、在宅医療推進の要となる訪問看護師の確保・資質向上を一体的に進める。 医療機関の看護職員が在宅医療を支えるための知識等を習得する研修および在宅医療を支える施設に勤務する看護職員の研修機会を確保することにより、資質向上を図る。	○訪問看護実習における訪問看護の意義・魅力の啓発実施数 192グループ (H25年度) → 240グループ (H26年度) ○在宅医療福祉施設・医療機関看護職員の研修受講者数 一人 (H25年度) → 20人 (H26年度)				●訪問看護実習環境整備事業(訪問看護の意義・魅力啓発) 実習指導グループ数 240グループ ●在宅医療福祉施設・医療機関の看護職員 相互研修事業 研修受講看護職員数 20人	医療福祉推進課 健康医療課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					
地域を支えつなぐ医療専門職育成事業 A	各医療専門職がそれぞれの分野で自立しながらチームで一体となって地域の医療を支えることができるよう、臨床能力の高い医療専門職の育成を進める。	○地域医療を支える医療専門職育成研修の対象職種数 一 (H22年度) → 7 職種 (H26年度)		●研修プログラムの検討、研修の実施			病院事業庁
		(事業の評価) ○25年度は、25名の募集(目標)に対して34名の応募があり、9職種27名が修了することができた。 ○研修プログラムは、各分野で自立しながらチームで一体となり対応できる臨床能力の高い医療専門職を育成するという目的に沿って、多職種協働・連携の観点を重視し、これまでの職種別プログラムから多職種が一つのカリキュラムのもとでうける手法に改め、平成25年度には研修内容も増強(研修回数5回→10回)した。		3プログラム実施 1プログラム実施 (5職種9名修了)	5職種(20名以上修了) 9職種27名修了	7職種(20名以上修了)	

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
福祉人材バンク運営事業	福祉の人材人材不足が深刻な状況である県東北部に、地域のニーズに応じたきめ細かな相談・助言、情報提供、啓発・広報を行う拠点として既設の福祉人材センター（草津）の支所である「福祉人材バンク」を設置し、福祉人材の確保を促進する。	○紹介件数における就職件数の割合 －（H22年度） → 33%（H26年度）				●バンク開設 紹介件数における就職件数の割合 33%	健康福祉政策課
		（事業の評価） 【平成26年度新規掲載事業】					
地域リハビリテーション人材養成事業	2025年を展望し、高齢者をはじめとした地域で暮らす人たちの生活と支援の変化に対応するため、がんや血管病、認知症になっても地域で健康的に生活できるよう、地域リハビリテーションの中核を担う理学療法士・作業療法士の養成のための調査・検討と、卒後人材の研修システムを構築する。	○H25～ 地域リハビリテーション人材養成のための計画の策定 ○H25 卒後の研修システムの構築			●人材養成のための調査・検討および計画の策定 卒後の研修システムの構築 研修システムの運用 人材養成基本計画の策定		健康医療課
		（事業の評価） ○2025年問題を見据え、今後需要の増加が見込まれるリハビリテーション支援の提供体制を充実するため、有識者等による検討を行い、「滋賀県地域リハビリテーションの中核を担う人材養成基本計画」を策定した。 ○今後は、本計画に沿って着実に人材を養成することが必要である。					

A

施策3-2

県民の健康づくりや疾病の早期発見・早期治療を支援します。

○壮年期の肥満者の割合が増加し、メタボリックシンドロームへと進行する人の増加が懸念されることから、生活習慣病である糖尿病やがんを重点に、必要な健康情報等の発信や予防対策の正しい理解についての啓発などにより健康づくりを進めます。

○全県域でがんの的確、迅速な診断を可能とする病理・画像遠隔診断体制を整備し、がんの早期発見、早期治療をします。

○高齢者ができる限り、介護を必要としない、あるいは重度化しないよう介護予防を推進します。

(施策の評価)

- ・代表的な生活習慣病である糖尿病については、「滋賀県糖尿病地域医療連携指針」に基づき、各圏域における連携体制の構築を着実に進めることができた。
- ・介護予防従事者の研修会に多くの参加を得ることができ、健康づくりを各地域で広めることができた。
- ・病理・画像遠隔診断については、13医療機関の参加を得ることができ、全県的なネットワーク構築を着実に進めることができた。
- ・県民の健康づくりに向け、引き続き、検診の受診率向上をはじめとする早期発見・早期治療の推進を図ることが必要である。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
健康いきいき21重点化事業 (糖尿病対策、がん計画推進)	糖尿病のおそれがある人や治療中の患者、医療従事者に健康情報等を発信するとともに、医師の生涯教育を支援する。また、糖尿病に関する医療連携を強化し、一般診療所において適切な生活指導が行われるよう体制を整備する。	○糖尿病地域医療連携体制（クリティカルパス等）が機能している二次医療圏 －（H22年度） →全圏域（7圏域）(H26年度)	●糖尿病地域連携クリティカルパスによる医療連携体制の構築				健康医療課
	※クリティカルパス 入院から退院までの計画であり、検査の予定や治療の内容、リハビリテーションの計画、いつ頃どのような状態になれば退院することができるかなどをわかりやすく一覧表にしたもの。	○がん検診受診率 H21年度→H24年度以降 胃がん 45.8%→50%以上 肺がん 50.2%→50%以上 大腸がん44.7%→50%以上 子宮がん37.2%→50%以上 乳がん 36.3%→50%以上	二次医療圏の整備数 3圏域	二次医療圏の整備数 4圏域	二次医療圏の整備数 6圏域	二次医療圏の整備数 7圏域	
	※二次医療圏 特殊または高度専門医療に属する部分を除き、原則として圏域において入院医療までが充足される一般的な保健医療サービスが完結的に提供される地域単位。本県では、7つの福祉圏域と同じ圏域 「滋賀県がん対策推進計画」に基づき、がんの予防、早期発見やがん診療連携拠点病院による医療連携体制の整備などによる質の高いがん医療の提供を行い総合的ながん対策を推進。	○がん患者の就労支援研修会の開催 －（H25年度） →2回（H26年度）	二次医療圏の整備数 5圏域	二次医療圏の整備数 6圏域	二次医療圏の整備数 7圏域		
			●がん予防事業、がんの早期発見事業の実施				
			胃がん 50%以上 肺がん 50%以上 大腸がん50%以上 子宮がん50%以上				
			(平成26年度調査)		(平成26年度調査)		
			がん患者就労に関する研修会の開催 2回				

事業名	事業内容	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課														
		H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6															
健康いきいき 2 1 重点化事業 (糖尿病対策、がん計画推進)		(事業の評価) ●糖尿病について ○「滋賀県糖尿病地域医療連携指針」(H23年策定)に沿って、圏域の連携体制の構築を進めることができた。 ○I Tを活用した県民への情報発信や、eラーニングシステムを活用した医師に対する糖尿病治療の学習支援を進めた。 ●がんについて ○「滋賀県がん対策推進計画」(H25.3)において、「がん患者と家族の安心を支える社会の構築」を目標に定め、生活と治療の両立にわたった支援を進めた。 ○早期発見に向けて、無料クーポン、検診手帳の配布、受診率向上のキャンペーン等の取り組みを市町とともに進めた。 ○がん条例の制定(H25.12)やがん対策基金の造成(H26.4)を契機として、働き盛り世代の受診率向上を目指した取組などががん対策を重点的に進める。				健康医療課														
介護予防対策の推進	A 高齢者ができる限り、介護を必要としない、あるいは重度化しないよう、県民の介護予防意識の醸成、介護予防に携わる人材の育成、介護予防を地域で取り組むための仕組みづくりを進める。 また、老人クラブ会員自らが行う介護予防の実践の支援や特別養護老人ホームの「個室的なしつらえ」への改修費補助、要介護度の改善に取り組む通所介護事業所等に対する支援、市町や団体が行う効果的な介護予防の取組支援などを行う。 B	○介護予防従事者研修参加人数 141人(H21年度) →220人(H26年度) ○介護予防サポーターの養成数 — (H23年度) →300人(H26年度)	●介護予防事業従事者を対象にした研修会の開催 <table><tr><td>研修会の開催 3回 参加人数 150人</td><td>研修会の開催 3回 参加人数 165人</td><td>研修会の開催 4回 参加人数 180人</td><td>研修会の開催 4回 参加人数 220人</td></tr><tr><td>研修会の開催 2回 参加人数 323人</td><td>研修会の開催 3回 参加人数 356</td><td>研修会の開催 10回 参加人数 282人</td><td></td></tr></table> ●介護予防サポーターの養成 <table><tr><td>介護予防サポーター数 100人</td><td>介護予防サポーター数 200人(累計)</td><td>介護予防サポーター数 300人(累計)</td></tr><tr><td>研修会 参加者数 106人</td><td>研修会 参加者数 29人</td><td></td></tr></table>			研修会の開催 3回 参加人数 150人	研修会の開催 3回 参加人数 165人	研修会の開催 4回 参加人数 180人	研修会の開催 4回 参加人数 220人	研修会の開催 2回 参加人数 323人	研修会の開催 3回 参加人数 356	研修会の開催 10回 参加人数 282人		介護予防サポーター数 100人	介護予防サポーター数 200人(累計)	介護予防サポーター数 300人(累計)	研修会 参加者数 106人	研修会 参加者数 29人		健康医療課
		研修会の開催 3回 参加人数 150人	研修会の開催 3回 参加人数 165人	研修会の開催 4回 参加人数 180人	研修会の開催 4回 参加人数 220人															
研修会の開催 2回 参加人数 323人	研修会の開催 3回 参加人数 356	研修会の開催 10回 参加人数 282人																		
介護予防サポーター数 100人	介護予防サポーター数 200人(累計)	介護予防サポーター数 300人(累計)																		
研修会 参加者数 106人	研修会 参加者数 29人																			
		(事業の評価) ○研修会では、介護予防従事者を対象に多くの参加を得ることができ、講演に加え具体的な実践報告を取り入れるなど、効果的な研修を行うことができた。 ○介護予防サポーターの養成については、研修会への十分な参加が得られず目標に達しなかったことから、今後養成に向け一層の周知・啓発に努める。																		
健康情報提供事業	A	○県民がI T等を活用してアクセスできる健康情報のコンテンツ数 — (H22年度) →4シリーズ(H26年度)	●IT等を活用した健康情報の提供 <table><tr><td>コンテンツ 1シリーズ* (新規 1)</td><td>コンテンツ 2シリーズ* (新規 1)</td><td>コンテンツ 3シリーズ* (新規 1)</td><td>コンテンツ 4シリーズ* (新規 1)</td></tr><tr><td>新規1</td><td>新規1</td><td>新規1</td><td></td></tr></table>			コンテンツ 1シリーズ* (新規 1)	コンテンツ 2シリーズ* (新規 1)	コンテンツ 3シリーズ* (新規 1)	コンテンツ 4シリーズ* (新規 1)	新規1	新規1	新規1		病院事業庁						
コンテンツ 1シリーズ* (新規 1)	コンテンツ 2シリーズ* (新規 1)	コンテンツ 3シリーズ* (新規 1)	コンテンツ 4シリーズ* (新規 1)																	
新規1	新規1	新規1																		
		(事業の評価) ○計画どおり新しいシリーズのコンテンツを製作、放映することができた。 ○平成21年の開始以来、これまでに9シリーズのコンテンツを製作し、県民へ健康に関する情報提供を行うことができた。																		

事業名	事業内容		上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
健康寿命をのばそう！プロジェクト	運動・食生活・禁煙・介護予防の4つを重点項目とし、健康情報の分析と市町等への提供を行うとともに、地域で健康づくりを実践する企業・NP0等の発掘と活動紹介、表彰等を行い、企業等の民間活力を活用した「健康なまちづくり」を推進する。	○健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業数 754団体（H24年度） → 839団体（H26年度） （事業の評価） 【平成26年度新規掲載事業】				●健康づくりを実践する企業の発掘 健康づくりを実践する企業発掘数 85団体	健康医療課
遠隔病理診断体制整備事業 A	病理遠隔診断ネットワークと病理診断教育支援体制を構築し、がんに対する全県的な病理・画像遠隔診断を可能にする。	○病理遠隔診断ネットワークへの参加病院数 ー（H22年度） →13病院（H26年度） （事業の評価） ○遠隔病理診断ネットワークへの参加機関は計画を上回ることができた。 ○システムは、平成25年4月にテスト稼働を行い、7月に術中迅速診断等開始した。 （平成25年度診断件数：127件） ○技師への教育支援を行うとともに、事業普及啓発のため、地域ICT利活用連携シンポジウムを実施した。 ○平成25年6月に総務省近畿総合通信局長表彰を受賞した。	●病理診断ネットワークの整備、病理診断教育体制の構築 3病院（累計） 1病院 5病院（累計） 8病院1大学1診療所 12病院（累計） 10病院1 大学1診療所 1検査所 13病院（累計）				病院事業庁
滋賀県放射線治療推進事業	県内で放射線治療に従事している放射線技師等の技術向上のための教育・研修等を実施し、滋賀県における放射線治療の質の向上を図り、県民に安全な放射線治療を提供する。	○教育・研修のための技師等派遣先 ー（H25年度） →5病院（H26年度） （事業の評価） 【平成26年度新規掲載事業】				●技師等の派遣 5病院	病院事業庁
自殺予防の推進 A	精神保健福祉センターに「自殺予防情報センター」を設置し、相談体制の強化等、総合的な支援体制を整備する。	○H25 精神保健福祉センター内に「自殺予防情報センター」を設置 （事業の評価） ○精神保健福祉センター内に「自殺予防情報センター」を設置し、自殺対策の推進拠点として、相談事業やゲートキーパー養成研修、自殺に関する実態把握、県民意識調査などの取組を進めることができた。 ※ゲートキーパーの養成：H25 1,220人				●自殺対策コーディネーターの配置 センター設置 センター運用 センターの設置・運用開始	障害福祉課

施策3-3

医療と福祉が連携し、在宅で療養できる体制の整備や地域でのかかりつけ医を確保します。また、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みづくりを進めます。

○急速な高齢化の進展に対応するため、地域の病院や診療所、医療福祉機関が効果的に連携し、質の高い在宅医療を提供する体制整備や在宅ホスピスケアの推進、在宅医療に携わる診療所の整備を進め、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

○難病患者の医療・福祉ニーズが多様化・高度化しているため、地域において重症難病患者を受け入れるための病院間のネットワークの形成やレスパイト入院体制の整備を進め、介護負担の軽減を図ります。

○認知症高齢者が増加するなか、身近な地域で認知症疾患の診断や専門医療相談を受けられる体制等を整備します。

(施策の評価)

- ・地域連携クリティカルパスの導入や、県下の在宅療養を支援する機能整備など、在宅療養・在宅看取りの体制づくりを順調にすすめることができた。
- ・重症難病患者の介護負担軽減を図るため、レスパイト入院の受入病院を順調に確保することができた。
- ・認知症相談医の育成や、もの忘れサポートセンターでの相談など、認知症対策を順調に進めることができた。
- ・知的障害、発達障害、ひきこもり、高次脳機能障害など複雑困難な事例に対して、高い専門性によるワンストップでの相談体制や、リハビリテーションに関する総合的な相談体制を整備することができた。
- ・今後はこうした地域における体制をもとに、医療と福祉が一体となったチーム支援を進めることが必要である。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
在宅医療等の推進	病院から在宅まで切れ目のない医療を提供するための仕組みをつくるとともに、医療福祉関係者の情報共有と連携機能を備えた拠点を整備し、住み慣れた地域で最期までその人らしい生活を支えるための在宅医療を推進する。	○地域連携クリティカルパスに取り組んでいる病院数を疾患毎（がん、脳卒中、糖尿病、心筋梗塞、大腿骨頸部骨折）に合計した数 31件（H21年度） →90件（H26年度）	●地域連携クリティカルパスの導入				医療福祉推進課
	A	在宅療養・在宅看取り体制づくりに向けて、住民の理解の増進と民間の主体的な取組を支援するとともに、圏域ごとに、ビジョンを実践し、圏域が核となる、地域での医療福祉体制の構築を図る。	クリティカルパスの件数 50件	クリティカルパスの件数 72件	クリティカルパスの件数 81件	クリティカルパスの件数 90件	
	A	在宅医療と介護を切れ目なく連携させる仕組みづくりには、市町の積極的な関与が必要であることから、在宅医療推進に積極的に取り組む市町をモデル的に支援する。	53件	71件	96件		
	A	※クリティカルパス 入院から退院までの計画であり、検査の予定や治療の内容、リハビリテーションの計画、いつ頃どの様な状態になれば退院することができるかなどをわかりやすく一覧表にしたもの。					
		○在宅療養を支援する機能の整備箇所数 0箇所（H21年度） →8箇所（H25年度）	●情報共有・連携の拠点機能の整備				医療福祉推進課
		○在宅医療推進に取り組む市町支援 0箇所（H24年度） →累計3市町（H26年度）			整備箇所 8箇所	●機能の維持 8箇所	
				3箇所	10箇所		
					●在宅医療推進に取り組む市町支援		
					3市町支援	3市町支援	医療福祉推進課
					3市町支援		
		(事業の評価) ○地域連携クリティカルパスの導入や、県下の情報共有・連携のための拠点整備を進め、在宅療養・在宅看取り体制づくりを着実に進めることができた。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀県リハビリテーション推進計画	2025年問題を見据え、地域リハビリテーションや疾患等による専門的リハビリテーションについて、施策の方向と具体的数値目標を明らかにした推進計画を作成する。	○滋賀県リハビリテーション推進計画策定（H26年度）				●地域リハビリテーションにかかる施策の方向と数値目標の検討 滋賀県リハビリテーション推進計画作成	健康医療課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					
ICTリハビリテーション推進事業 B	超高齢社会に適切に対応し、急性期から生活期に至る生活状況に呼応したリハビリテーションの普及・拡大を図り、日常生活の自立、健康の維持・向上を図るため、ICTを活用した遠隔集中リハビリテーションシステムの構築を図る。	○ICTリハビリ対象病床数 0床(H24年度) →20床(H26年度)		●ICTリハビリテーションシステムの構築・運用 システム検討 病床数 20床 病床数 20床 コンテンツ作製、試行的実施 病床数 0床 実証モデルの作成			病院事業庁
		(事業の評価) ○24年度に作成した嚥下リハビリなどの映像コンテンツを患者とセラピストなどとの双方向のシステムとすることが必要であるため、25年度は大学と連携による実証モデル（遠隔から訓練中の映像や生体情報・運動情報の把握、セラピストによる指導が行える装置）の作成を行い、実際の病床での運用にまで至らなかった。 ○26年度は普及モデルの制作を促進し、病室や在宅での運用を目指したい。					
県民共生会議（仮称）あり方検討事業	障害の有無にかかわらず安心して暮らせる「共生社会」の実現に向けて、地域における先駆的な取り組みを支援するとともに、「県民共生会議（仮称）を考える委員会」を設置し、共生社会づくりについて県民間で継続的に意見交換する会議のあり方について検討を進める。	○県民共生会議（仮称）の基本的な考え方のとらまとめ				●県民共生会議（仮称）のあり方検討 県民共生会議（仮称）を考える委員会での検討と基本的な考え方のとりまとめ	障害福祉課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
認知症者対策の推進	B 認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関の紹介、行動・心理症状への対応についての相談等を行う専門医療機関である認知症疾患医療センターを、概ね医療圏域単位に指定する。 A 認知症の早期発見、早期診断への対応により、発症初期から適切な対応を受けることができるよう、認知症相談医の養成研修を実施し、かかりつけ医の認知症対応力の向上を図る。このことにより、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の整備を図る。 A 介護現場における認知症ケアについてスーパーバイズできる人材を育成し、認知症介護現地相談研修を強化する。 A 若年認知症の特性に配慮したケアについてのモデル事業を実施し、若年認知症の方とその家族の支援を行う。	○認知症疾患医療センターの設置数 4箇所 (H21年度) →6箇所 (H26年度)	●認知症疾患医療センターの整備				医療福祉推進課
			認知症疾患医療センター数 4箇所	認知症疾患医療センター数 5箇所	認知症疾患医療センター数 5箇所	認知症疾患医療センター数 6箇所	
			4箇所	4箇所	4 箇所		
		○認知症相談医数 256人 (H21年度) →300人 (H26年度)	●認知症相談医の育成				
			認知症相談医数 271人	認知症相談医数 280人	認知症相談医数 290人	認知症相談医数 300人	
		276人	305人	315 人			
	○認知症介護指導者等による認知症介護現地相談の実施回数 － (H23年度) →15回 (H26年度)	●認知症介護指導者および介護実践者リーダー等による認知症介護現地相談の実施					
			相談回数 6回	相談回数 12回	相談回数 15回		
			3回	12 回			
	○若年認知症に関する相談件数（もの忘れサポートセンター・しが） 47件 (H21年度) →150件 (H26年度)	●啓発活動の実施、若年認知症の人などへの支援 ※1					
		相談件数 56件	相談件数 60件	相談件数 65件	相談件数 150件		
		80件	135件	134 件			
	(事業の評価)						
	○認知症相談医の認定者数は、目標を達成することができた。 ○もの忘れサポートセンター・しがでの若年認知症に関する相談件数割合は、H23年度21.0%、H24年度33.6%、H25年度37.1%と年々増加しており、早期相談を着実に進めることができた。 ○認知症疾患医療センターの整備については、新規2か所指定に向けた協議を開始した。（H26整備見込）						

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
難病医療連携推進事業 A	重症難病患者のレスパイト入院を受け入れる体制の整備など患者の療養環境の向上を図る。	○県内病院におけるレスパイト入院受入病院数 18病院 (H21年度) →34病院 (H26年度)	●入院受入病院に対する環境整備費用を支援、レスパイト入院制度の周知啓発				障害福祉課
			23病院で実施 29病院で実施	30病院で実施 33病院で実施	32病院で実施 34 病院で実施	34病院で実施	
		(事業の評価) ○レスパイト入院の受入委託病院は、平成25年度に新たに1病院を追加することができた。 ○今後は、平成26年度目標以上の病院の確保を目指し、重症難病患者の療養環境の向上に努める。					
障害者医療福祉・リハビリ相談支援体制の充実 A	知的障害、発達障害、ひきこもり、高次脳機能障害など、複雑困難な相談に高い専門性で一貫した対応を行うワンストップによる相談体制の強化を図ります。また、リハビリテーションにかかる相談サービスを一元的に提供できる環境整備を行います。	○H25(仮称) 滋賀県障害者医療福祉相談モール設置 ○H25(仮称) リハビリテーション相談プラザ設置	●専門相談機関の再構築によるワンストップによる相談支援の強化				障害福祉課 健康医療課
			モール設置 プラザ設置 モール・プラザの設置・運用	モール運用 プラザ運用			
		(事業の評価) ○障害者医療福祉相談モール(H25.7)および福祉用具相談プラザ(H25.6)をそれぞれ設置した。 ○モール内の相談機関による連携会議を定例開催し、支援に関する情報共有図るとともに、スーパーバイザーを配置し相談対応の専門性の向上に努めた。(連携会議の開催：H25 17回)					

4 低炭素社会実現プロジェクト

(琵琶湖環境部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部)

【目指す方向】

化石燃料にできるだけ依存しない社会構造、産業構造への転換を図り、持続可能な低炭素社会を築くとともに地球温暖化防止関連ビジネスの集積や技術革新を通して経済成長を図ります。

【目標】

- 低炭素型の交通体系が整備されていること。
- 家庭での地球温暖化防止が進んでいること。
- 事業活動の低炭素化が進んでいること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26目標	H25達成率 (達成度)	H25 進捗度
○滋賀県域の温室効果ガス排出量 (平成2年度比)	△2.6% (H19年度)	△8.0% (H20年度)	△17.7% (H21年度)	△13.8% (H22年度)	△1.5% (H23年度)	→ △9%以上 (△50%) (H42)	0% (H23)

【プロジェクトの評価】

<プロジェクトの評価>

○平成23年度の県域での温室効果ガス排出量は、平成2年度比△1.5%であり、東日本大震災以降の火力発電へのシフトに起因する電気のCO2排出係数の上昇(対前年比44.7%増加)が大きな要因となっている。

◆鉄道等の公共交通機関や自転車によるエコ交通の促進と、電気自動車等のエコカーへの転換

○東日本大震災以降の節電の取組などにより電気自動車等の普及に対する機運は低迷しているが、各メーカー企業との連携による展示会など普及に向けた取組を実施した。また、平成25年6月に「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定するとともに、国の補助金を活用した民間等での充電器の設置拡大ための環境整備を図った。

○環境にやさしい低炭素型交通体系の構築等を目指して、有識者による懇話会および分科会による調査分析、検討を進め、新たな「滋賀交通ビジョン」を平成25年12月に策定した。また、「大津・湖南地域新交通システム導入検討推進協議会」において、LRT等の導入可能性の検討を進めるとともに公共交通への利用転換を促進した。

◆住宅への自然エネルギー導入や省エネ住宅への改修など、低炭素社会を実現するまちづくりを促進

○個人用住宅太陽光発電システムの導入支援などにより、太陽光発電システムの普及率は、全国8位(近畿1位)となるなど導入が進んだ。

○グリーンニューディール基金を活用して防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギー導入を推進するとともに、県有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業を開始した。

○企業等によるメガソーラーの設置(平成26年2月末累計設備認定:8万kW)が進み、この中でも県有地の矢橋帰帆島では、県下最大のメガソーラー発電事業が計画されている。

○農村地域における小水力発電等の円滑な導入を図ることを目的に「滋賀県農村地域再生可能エネルギー推進懇話会」を設置し、学経験者から技術的助言を受けながら小水力発電施設および太陽光発電施設の設計を行った。

○省エネ診断フェア、セミナーを開催するなど、県内家庭での省エネを促進した。

◆経済界と協働して行う地球温暖化対策や中小企業のCO2排出削減への支援

○平成25年3月に策定した「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」に基づき、地域レベルで取り組み可能な再生可能エネルギーの導入促進と本県に集積する関連産業の振興を戦略的に推進していく取組を進めた。

○平成24年度に策定した「滋賀県製品等を通じた貢献量評価手法 算定の手引き」の普及啓発を図った。県内事業所から提出された事業者行動報告書をもとに、他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献した量を試算した結果、貢献量は120万トンであった。

○中小企業者等の省エネ設備整備への補助や省エネ診断への支援などにより、経済界と協働した節電、省エネ行動の取組を進めた。また、「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」については、「低炭素社会づくり推進に関する条例」の施行を踏まえ、推進体制を見直し、プロジェクトの展開を経済界と連携して進めていくこととした。

○低炭素化技術の開発や実証化への補助により、企業の積極的な低炭素化への取組を支援するとともに関連産業の振興に努めた。

<プロジェクトの今後の課題>

○平成25年3月に策定した「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」に基づき、更なる再生可能エネルギーの導入を加速度的に推進する必要がある。

○温室効果ガス排出量の削減が進んでいない「まちと建物」・「生活」分野については、先進的な取組の普及を進める必要がある。

○今後、国が示すエネルギーミックスや、これに基づいて策定される「地球温暖化対策計画」について、プロジェクトに対する影響を注視していく必要がある。

【主な外部要因の変化(社会・経済情勢の変化や国の動向など)】

○平成25年9月に発表されたICPPの報告書によると、「気候システムの温暖化については疑う余地がない。最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温」との指摘がなされている。

○平成25年11月開催されたCOP19(ポーランド)において、我が国の2020年度の温室効果ガス削減目標は2005年度比で3.8%減とされたが、「攻めの地球温暖化外交戦略」においては長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガス排出削減が引き続き掲げられている。

○東日本大震災以降、火力発電への依存が増加し、電力需給の問題が発生するとともに電気のCO2排出係数が上昇している。

○国内経済の回復傾向に伴う温室効果ガスの排出動向を注視する必要がある。

○メガソーラーをはじめとする太陽光発電の導入が進み、再生可能エネルギーの導入が全国的に進んでいる。

○新たな「エネルギー基本計画」が平成26年4月に閣議決定され、「再生可能エネルギーの導入加速」などについて盛り込まれたが、エネルギーミックスについての記載がなく、今後の動向を注視していく必要がある。

○平成26年度税制改革大綱(平成25年12月)に、森林吸収源対策および地方の温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行うことが盛り込まれた。

施策4-1

鉄道等の公共交通機関や自転車によるエコ交通の促進と、電気自動車等のエコカーへの転換を進めます。

○環境負荷低減につながる交通体系を構築するための新たな交通ビジョンを策定するとともに、マイカー中心の交通体系から自転車利用へのシフトを図るため、推進体制の構築や普及啓発を進めます。

○電気自動車の普及促進のため、官民一体の推進体制のもと初期需要の創出策を進めます。

(施策の評価)

- ・東日本大震災以降の節電などによりEV等の普及に対する機運の低迷などを踏まえ、各メーカー企業との連携により展示会など普及に向けた取組を実施した。
- ・民間主導での充電器整備を推進するため「次世代型充電インフラ整備ビジョン」（平成25年6月策定）した。
- ・環境にやさしい低炭素型交通体系の構築等を目指し、平成25年12月に新しい「滋賀交通ビジョン」を策定した。
- ・新交通システム検討協議会のLRT等都市型の新たな交通システム等の提言を受けて、「大津・湖南地域新交通システム導入検討推進協議会」を設置し、LRT等の導入可能性の検討を進めるとともに、モビリティマネジメントの実施により、公共交通への利用転換を促進した。
- ・「自転車がかえる湖国の暮らし～プラス・サイクル推進プラン～」の策定を受けて、「滋賀プラス・サイクル推進協議会」を設置し、自転車関係団体等が連携して啓発や情報発信に取り組むことができた。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
電気自動車の普及促進	官民一体となった推進体制のもと、充電インフラの整備や初期需要の創出に向けた取組を推進し、電気自動車の普及を促進する。	○電気自動車用充電インフラの整備数(県の支援によるもの)	●滋賀県電気自動車等普及推進ネットワークによる取組の推進		●民間取組への側面的な支援		温暖化対策課
		・200V 充電設備 17基 (H22年度) →177基 (H23年度)	200V整備数160基	●民間での取組拡大			
		・急速充電器 0基 (H22年度) → 3基 (H23年度)	200V整備数 8基	●民間での取組拡大			
		○電気自動車の導入支援台数 － (H22年度) →20台 (H23～24年度累計)	急速整備数 3基	●民間での取組拡大			
			急速整備数 3基	●民間での取組拡大			
			支援台数 10台	支援台数 10台	●民間での取組拡大		
			支援台数 1台	支援台数 0台			
(事業の評価)							
・東日本大震災以降の節電などによりEV等の普及に対する機運の低迷などを踏まえ、各メーカー企業との連携により展示会など普及に向けた取組を実施した。							
・平成25年6月に策定した「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に基づき、国の補助金を活用して民間等での充電器設置の拡大のための環境整備を図っていく。(ビジョンでの設置基数106基 → 平成25年度末設置基数 56基)							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
魅力ある滋賀交通 ネットワークの構築 A	高速交通網と生活交通とのネットワーク化や新たな交通システムの導入可能性検討など、環境負荷低減につながる持続可能な交通ネットワークづくりを進める。	○滋賀交通ビジョンの策定 (H24年度)	●滋賀交通ビジョンの検討、懇話会の開催、データの収集				交通政策課
		(事業の評価) ・懇話会および広域交通と地域交通の各分科会において調査分析、検討が進められ、2年にわたる議論を経て平成25年12月に「滋賀交通ビジョン」を策定した。 ・新交通システム検討協議会において、LRT等都市型の新たな交通システム等の検討を行い提言を取りまとめるとともに、具体的内容検討を行うため「大津・湖南地域新交通システム導入検討推進協議会」を立ち上げ、検討を進めた。		滋賀交通ビジョンの策定 有識者懇話会による 滋賀交通ビジョン案答申	滋賀交通ビジョンに基づく事業の展開 滋賀交通ビジョンの策定		
滋賀交通ビジョン推進事業	○エコ交通推進啓発事業 鉄道やバスなどの公共交通機関と自転車や徒歩等を組み合わせた人と環境にやさしい魅力と利便性の高い「エコ交通」を推進する第一歩として、県庁職員自らがエコ通勤に取り組む。 ○新たな高速鉄道を見据えた北びわこエリアの地域交通活性化検討事業 北陸新幹線等の新たな高速鉄道ネットワーク整備の進展を見据え、北びわこ地域での公共交通利用活性化に向けた新たな取り組みを検討するとともに、開業記念を契機とした利用促進イベントを実施する。	○県内駅の1日あたり乗車数 352,601人 (H24) →366,700人 (H26)				●県庁職員によるエコ通勤、エコ出張の実践 県庁エコ通勤三方よし宣言の作成と公表 エコ通勤優良事業所認証の取得(本庁舎) ●北びわこエリアの公共交通活性化に向けた方策検討 市民フォーラムの開催 湖西線開業40周年記念事業 東海道新幹線米原駅	交通政策課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀交通ビジョン推進事業	○新交通システム推進事業 低炭素社会実現に向けた取り組みとして、L R T等の新システムや湖上交通の導入検討を進めていくとともに、モビリティ・マネジメントの手法により過度な自動車利用から公共交通への利用転換となる取り組みを進める。 ※モビリティ・マネジメント 一人ひとりの行動が社会にも個人にも望ましい方向に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策	○県内駅の1日あたり乗車数 352,601人 (H24) →366,700人 (H26)				●新交通システム導入可能性検討 ●モビリティ・マネジメントによる公共交通需要喚起 学生政策コンペの実施 ●湖上交通活性化に係る施策検討 湖上交通活性化に係る取組	交通政策課 ※H24年度からの取組であるが、今回新たに掲載
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					
自転車利用の促進	マイカー中心の交通体系から、人にも環境にもやさしい自転車の魅力を高め、利用しやすい体制の構築、普及啓発を進める。 B ※コミュニティサイクル 共用の自転車を通常のレンタサイクルのように借りた場所に返すだけでなく、他の複数の駐輪場(サイクルポート)でも貸出・返却ができるシステム	○電動補助自転車の率先導入台数 — (H22年度) →54台 (H23～25年度累計)	●電動補助自転車の率先導入・活用 導入台数 18台 導入台数 18台 導入台数 18台 導入台数 20台 導入台数 0台 導入台数 0台				温暖化対策課 交通政策課
		○自転車の利用促進のモデル事業実施地域数 — (H22年度)	●目指すべき方向性を示したプランの策定 ●自転車利用の啓発・情報発信 ●自転車利用促進モデル事業 ※平成23年度に前倒しで8地域実施済 モデルとして実施する草津市自転車利用啓発イベントへの補助				
		(事業の評価) ・「自転車にかえる湖国の暮らし～プラス・サイクル推進プラン～」の策定を受け、県、市町や、自転車関係団体、NPO団体、事業者、利用者等の有識者による「滋賀プラス・サイクル推進協議会」を立ち上げ、自転車利用の啓発や、ホームページを作成し情報発信を行った。 ・自転車利用促進のモデル事業については、平成24年・25年度の計画を前倒しして、平成23年度に8市町にて、鉄道沿線レンタサイクル推進モデル事業としてレンタサイクルを整備し、市町にて運用、車から、公共交通と自転車を利用した周遊観光への転換を図った。					

施策4-2

住宅への自然エネルギー導入や省エネ住宅への改修など、低炭素社会を実現するまちづくりを促進します。

○家庭部門での温室効果ガスの排出が増加しており、個人の住宅に太陽光発電システムの設置推進を図るとともに、公共的施設等への再生可能エネルギーの導入を推進します。

また、各家庭にあった温暖化対策に取り組むことができるよう省エネ診断の場づくり、機会の提供を行うとともに、地域における低炭素社会づくりに関する活動を支援します。

(施策の評価)

- ・家庭部門での温室効果ガスの排出削減に向け、個人用住宅太陽光発電システムの導入および住宅の省エネルギー化を行う個人に対して支援を実施したことにより、太陽光発電システムの普及率は、全国8位（近畿1位）となるなど導入が進んでいる。今後、公共的施設等や農村地域での再生可能エネルギーの導入推進に継続的に取り組む必要がある。
- ・市町の所有する公共施設10施設に再生可能エネルギーシステムを設置した。
- ・農村地域における小水力発電等の円滑な導入を図ることを目的に、学識経験者等からの技術的助言や情報交換を行う「滋賀県農村地域再生可能エネルギー推進懇話会」を設置した。
- ・省エネ診断フェア・セミナーを開催するなど、県内家庭での省エネを促しているが、一層の取組効果をあげるために、市町、県内企業との連携が必要である。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課	
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6		
太陽光発電システム導入の推進 A	太陽光発電システムの導入および節電・省エネ行動を行う個人に対して支援を行う。	○住宅への太陽光発電システム導入累計件数(県の支援によるもの) 2,717件(H17～H21) →6,867件(H25年度末までの累計)	●住宅への太陽光発電システム等導入支援 導入累計 3,967件 (新規 250件) 導入累計 4,526件	●太陽光発電システムの普及啓発 ●既築住宅への太陽光発電システム導入支援 導入件数 1,000件 導入累計 5,478件			導入件数 1,000件 導入累計6,442件 導入件数 900件	温暖化対策課
		(事業の評価) ○平成25年度補助実績 導入件数：964件 設置容量：4,593kW 年間CO2削減量：619世帯分 ○累計補助実績 導入件数：6,442件 設置容量：26,347kW 年間CO2削減量：3,554世帯分 ※年間CO2削減量は平成23年度関西電力実排出係数、平成23年度滋賀県における温室効果ガス排出実態調査を基に算定						
個人用住宅太陽光発電・コージェネ普及促進事業	家庭部門でのエネルギー効率を向上するため、個人住宅への太陽光発電システムの設置と併せて、コージェネシステムを設置する個人に対して支援を行う。	○住宅への太陽光発電システムと併せてコージェネシステム導入件数(県の支援によるもの) 140件(H26)				●住宅へのコージェネシステム導入支援 導入件数 140件	温暖化対策課	
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】						

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
公共的施設等への再生可能エネルギーの導入推進 B	再生可能エネルギーの普及のため、防災拠点となる県内の施設に太陽光や風力等の再生可能エネルギーシステムを設置する事業に対して支援を行う。	○再生可能エネルギーシステム導入累計件数(県の支援によるもの) －(H23) →50件(H26年度末までの累計)		●公共施設の導入拡大、再生可能エネルギー導入気運の醸成 導入件数 15件 導入累計 0件(新規 0件)	導入件数 15件 導入累計 10件(新規 10件)	導入件数 20件	温暖化対策課
		(事業の評価) ・平成25年度は、市町の所有する公共施設10施設に再生可能エネルギーシステムを設置した。民間施設については、国(資源エネルギー庁)での条件の良い補助制度が創設されたことから実績がなかった。 ・平成26年度も、年度の早い時期に募集開始するとともに、民間事業事業者に対して事業の周知を図り、導入支援を進める。					
低炭素社会づくり先端的取組普及事業	滋賀県低炭素づくり推進計画の「まちと建物」分野等における県内の先端的な取組事例を収集・広報する。	○「まちと建物」分野等における県内の先端的取組事例の収集・広報(見学会等の開催) →10件(H26)				●先端的取組事例の 収集件数(見学会等の開催) 10件	温暖化対策課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					
農村地域再生可能エネルギー活用推進 A	農村の活性化と農業の低コスト化、低炭素社会の実現に向け、地域ぐるみで農業水利施設を利用した身近な再生可能エネルギーを作り、活用する事業モデルを検討し、国への支援制度提案と併せて滋賀らしい地産地消システムの構築に繋げる。	○可能性の調査、検討(H24年度) ○実証調査・検証、再エネ導入促進に向けた普及・支援(H25～26) 実証調査・検証 6箇所 ○国へ支援制度の提案		●可能性地点調査 ●モデル地区での検討	●再エネ導入促進に向けた普及・支援 実証調査・検証 6箇所 実証調査支援 6箇所 ●国への政策提案		農村振興課
		(事業の評価) ・農村地域における小水力発電等の円滑な導入を図ることを目的に、学識経験者等からの技術的助言や情報交換を行う「滋賀県農村地域再生可能エネルギー推進懇話会」を設置した。 ・農村地域再生可能エネルギーに関する技術的課題を関係者が共有し、農業水利施設を活用した小水力発電等の計画的な導入促進に資するために「滋賀県農村地域再生可能エネルギー推進協議会」を設立した。 ・小水力発電施設(県営)4地区、太陽光発電施設(団体営)7地区の設計を行った。 ・平成26年度は、小水力発電施設(県営)1地区、太陽光発電施設(県営)5地区の工事を実施予定。 小水力発電施設(県営)2地区、(団体営)1地区、太陽光発電施設(団体営)4地区の設計を予定。 ・6ヶ所において地域ぐるみによる比較的小規模な小水力発電によるエネルギーの地産地消の活動を支援した。平成26年度は支援箇所での検証を行う。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
水利用の合理化に向けた農業水利システム検討事業	琵琶湖からの逆水と河川やため池を水源とする土地改良区を対象として、水利用の合理化に向けた農業水利システムを検討・提案し、土地改良区運営の負担軽減を図るとともに、省エネ型水利用の定着により低炭素化社会の構築を目指す。	○モデル地区で検討 1地区				●モデル地区で検討 1地区	耕地課
		(事業の評価) 【平成26年度新規掲載事業】					
省エネ診断等地域支援活動の推進	「省エネ診断」を県内各地で開催するとともに、民間団体の地域における低炭素社会づくりに関する活動の推進など、節電対策も含めた地球温暖化防止に向けた取組を推進する。 B B	○「省エネ診断フェア・セミナー」の県内での開催回数 － (H22年度) →81回 (H23～26年度累計)	●「省エネ診断フェア・セミナー」の開催 開催回数 7回 開催回数 7回 開催回数 22回 開催回数 21回 開催回数 22回 開催回数 21回 開催回数 30回				温暖化対策課
		○「低炭素地域づくり活動計画」を作成する団体数 － (H22年度) →80団体 (H23～26年度累計)	●低炭素社会づくり活動への支援、交流・発表会の開催 20団体で計画作成 4団体で計画作成 20団体で計画作成 7団体で計画作成 20団体で計画作成 7団体で計画作成 20団体で計画作成				
		(事業の評価) ・節電・省エネ診断フェアについては県内6箇所で、節電・省エネセミナーについては県内15カ所それぞれ実施した。平成26年度は、省エネ診断だけでなく、家庭での節電・省エネ対策について相談を行う「節電・省エネ提案会」を市町の公民館や環境イベント等において実施する。 ・「低炭素地域づくり活動計画」の認定は、年度の早い時期から募集を行うとともに、NPO団体等への広報を行ったが、申請に至るケースが少なかった。平成26年度は、節電取組との連携や、他の事業メニューと併せた取組の呼びかけを進めていく。					

施策4-3

経済界と協働して行う地球温暖化対策や中小企業のCO2排出削減への支援などを行います。

○県内企業、産業界では低炭素社会実現に向けて積極的な活動も行われていますが、厳しい経済環境の中で一層の促進策が望まれています。

このため、低炭素社会実現に貢献する事業者を評価する手法を検討し、企業の温暖化対策に向けた取組を支援します。

また、化石燃料（有限資源）への依存の低減や関連産業の振興の観点から再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、県内中小企業の省エネに向けた取組に対して支援を行います。さらに、滋賀の経済界と県が協働で、低炭素経済の実現に向けた取組や事業革新を牽引するプロジェクトを推進します。

（施策の評価）

- ・再生可能エネルギーについては、2030年度を展望し、長期的な視点から滋賀の将来の姿や再生可能エネルギーの導入促進などを図るための基本方針を掲げた『長期ビジョン編』と5年間に重点的に取り組むべき県の施策の展開方向を掲げた『戦略プロジェクト編』で構成する「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を平成25年3月に策定し、取組を進めた。
- ・平成24年7月の固定価格買取制度のスタートを契機として、県内においてもメガソーラーをはじめとする太陽光発電を中心とした導入拡大が進んでいる。（平成26年 2月末メガソーラー累計設備認定8万kW）
- ・低炭素社会実現に貢献する事業者評価手法については、製品等を通じた貢献量を評価する上で必要となる考え方を整理した「滋賀県製品等を通じた貢献量評価手法 算定の手引き」の普及啓発を図った。県内事業所から提出された事業者行動報告書をもとに試算した貢献量は、120万トンであった。
- ・県内中小企業等が行う省エネ設備整備に対して補助することなどにより、企業等の省エネ行動や事業の効率化を支援した。
- ・滋賀エコ・エコノミープロジェクトについては、推進体制を見直し、平成26年度から「エコ・エコノミー推進事業」として、プロジェクトの展開を経済界と一層連携して事業を推進していくこととした。
- ・低炭素化へとつながる有望な技術開発や実証化に対して補助を実施し、県内の中小企業者等の低炭素化技術発展への支援を行う。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
再生可能エネルギーの振興	再生可能エネルギーの導入や関連産業の振興を図るため、滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン（H25.3策定）に基づき着実な振興を図る。	○（仮称）再生可能エネルギー振興戦略プランの策定（H24年度） ○地域協議会による再生可能エネルギーの導入検討数→6地域（H25年度～） ○事業所の再生可能エネルギー等の設備導入団体数→40団体（H25年度～）	●「戦略プラン」の策定		●普及、啓発の充実、相談体制の強化、人材育成		地域エネルギー振興室
			●様々なエネルギー源や電力系統の調査研究		●地域協議会による導入検討等支援		
A					3地域	3地域	
					4地域		
			「戦略プラン」策定		●事業所における設備導入支援		
			「戦略プラン」を策定		20団体	20団体	
B					2団体		
			(事業の評価) ・平成24年度は、有識者で構成する「検討委員会」での議論を基に、県民、企業、市町の意見を聴取しながら、滋賀県のポテンシャルや地域特性を踏まえた戦略プランを策定した。 ・平成25年度は、本戦略プランに基づき地域や事業所レベルでの再生可能エネルギーの導入促進に取り組んだ。 ・平成26年度以降も引き続き、積極的な普及啓発と導入支援に努め、再生可能エネルギーの導入促進に着実に取り組んでいく。				

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
低炭素社会実現に貢献する事業者評価手法の検討調査 A	条例に基づく計画書制度に位置づけている、創エネ・省エネ製品の生産等を通じて温室効果ガス排出削減に貢献する事業活動の支援や、事業者の事業活動における自社の温室効果ガス排出削減の推進を図る。	○事業者評価手法の確立 (H24年度)	●評価手法の開発、立入調査マニュアル作成		●データ等調査、技術アドバイス		温暖化対策課
			事業者評価手法の確立 貢献量算定の手法を構築(事業者向け手引きの作成・公表)	評価手法の様々な業種への展開 貢献量(県内事業所が、県外の温室効果ガス排出量の削減に貢献した量)を試算:約120万トン			
(事業の評価) ・平成25年度は、「手引き」の広報(セミナー、パンフ)や「手引き」を用いた貢献量の算定支援(4事業者)等、事業者による貢献量評価の取組の普及を進めるとともに、事業者行動計画書から県内の製品等を通じた貢献量を試算した。(16事業所の合計 約120万トン) ・平成26年度は、引き続き貢献量評価の普及、算定に取り組む事業者の算定支援を行うとともに、事業者が必要とする情報の充実・提供に努める。							
民間事業者等による節電・省エネの取組支援 B A	県内の中小企業者等に対して、省エネ診断の支援や省エネ設備整備への補助を行うことにより、節電・省エネ行動を支援するとともに、その普及啓発を進める。	○県内の中小企業者等の省エネ診断を受けた団体数 →40団体 (H25～26年度)	●県内中小企業のCO2削減に向けた普及啓発				地域エネルギー振興室
		○県内の中小企業者等の省エネ設備整備団体数 →20団体 (H25～26年度)	●省エネ診断支援				
			15団体 20団体	20団体 12団体	20団体		
			●設備整備支援				
			8団体で整備 16団体で整備	15団体で整備 20団体で整備	10団体で整備 12団体で整備	10団体で整備	
(事業の評価) ・平成24年度は電力需給の逼迫が大変深刻な状況下、説明会や各経済団体を通じた積極的な制度の周知等に努めた結果、希望する企業等に対して省エネ行動を支援することができた。 ・平成25年度は、助成制度を活用した省エネ診断や設備整備支援により企業等における節電、省エネ行動を促進した。 ・平成26年度は、電力コストへの対応等、経営改善メリットをセミナー等で訴求しながらさらなる制度周知に努め、企業等の省エネ行動を支援していく。							

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	上段：年次計画 下段：年次実績				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀エコ・エコノミープロジェクトの推進 A	経済界と協働で「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」を推進し、低炭素経済の実現に向けた取組を進める。	〇しが低炭素リーダー賞の実施回数 1回 (H22年度) →1回 (H23年度～) 〇「低炭素化技術開発・実証化」支援制度の構築 (H23年度)	●「しが低炭素リーダー賞」などの実施 1回開催 1回開催 ●制度の検討 制度の構築 制度の構築	1回開催 1回開催	1回開催 1回開催	1回開催	温暖化対策課
		(事業の評価) ・平成25年度は、しが低炭素リーダー賞を経済界と共同で選考審査会および表彰式を実施した。(低炭素化事業部門：6件、削減取組部門：6件) ・平成26年度は、平成25年度に検討した新たな体制でプロジェクトの展開を経済界と連携して進めていく。					
低炭素化技術開発・実証化の補助支援 A	低炭素化への取り組みに積極的な県内中小事業者等が行う、低炭素社会の実現につながる新製品、新技術に関する研究・試作開発や実証化の支援を進める。	〇県内の中小企業者等の低炭素化技術開発・実証化を補助する件数 ー (H23年度) →9件 (H24～26年度累計)	●補助制度の検討 補助制度の検討	●「低炭素化技術開発・実証化補助」の実施 補助件数 3件 補助件数 4件	補助件数 3件 補助件数 3件	補助件数 3件	モノづくり振興課
		(事業の評価) ・平成25年度当初から低炭素化技術開発や実証化試験を対象に補助計画の募集を行い、県内の中小企業者等が3件（技術開発1テーマ、実証化2テーマ）の補助事業に取り組んだ。 ・平成26年度も引き続き、低炭素化へとつながる有望な技術開発や実証化に対して補助を実施し、県内の中小企業者等の低炭素化技術発展への支援を行う。					